第２５回 青森県総合教育会議

日時：令和７年３月２１日㈮１０:００～
場所：青森県庁南棟２階 第３応接室

次　　第

１　開　会

２　知事あいさつ

３　議　事
　青森県教育施策の大綱（改定案）について
　青森県立高等学校魅力づくり検討会議　検討結果報告書について

４　閉　会

資料　1

「青森県教育施策の大綱（改定素案）」のパブリック・コメント実施結果について

1　実施期間　　令和７年２月12日（水）～３月13日（木）（30日間）

2　実施結果　　２人から合計４件の意見提出あり

3　意見への対応（案）

文章修正等	記述済み	実施段階検討	反映困難	その他	合計
３件	０件	１件	０件	０件	４件

4　意見の内容

- 「はじめとする」「始めとする」が混在しているので統一する。　**→「始め」に統一**
- (P.7)六戸学園の開校を踏まえ、「小・中学校」という記載を「小・中学校（義務教育学校を含む。）」に修正するべき。

  →脚注を追加
- (P.13)県立美術館だけではなく、県立郷土館の企画の充実についても記載するべき。

  →「県立美術館<u>等、県立の展示施設</u>の企画を充実」に修正
- (P.15)「中学校部活動の原則入部の考え方の見直し」を、「校長を的確に指導し、中学校部活動では原則全員入部ではなく任意加入とする」にすべき。　**→実施段階検討**

資料　２

青森県教育施策の大綱（改定案）

あおもり未来教育ビジョンＶｅｒ．２．０

青　　森　　県

２０４０年を生きるこどもたちのために

青森県１００年の計を立てるならば、その柱は教育にあります。

一方で、デジタル技術の急速な進展は、私たちの暮らしや働き方、価値観に大きな変化をもたらしており、１００年後どころか、５年後、１０年後の社会がどのように変わっていくのかも、正確に予測することがますます困難な時代となっています。

こどもたちに、こうした変化の激しい時代を生き抜いていく力を身に付けるための教育を提供していくことは、本県がめざす「若者が、未来を自由に描き、実現できる社会」を実現していく上で、最も重要な課題の一つです。

これまで、智慧の根源は、暗記やそれに基づく知識の量でした。

しかし、検索エンジンの力により、私たちは膨大な知識にいつでもどこでもアクセスできるようになりました。必要な知識は、教科書を中心とする活字はもとより、テレビ、SNS、動画、映画、漫画、さらにはメタバースなど、様々なメディアや仮想現実からも体験的に得ることができます。

一方で、こうした時代にあってAIが進化すればするほど、AIにはできない、他者とのコミュニケーションを通じて得るそれぞれの人々が持つエピソードを、自らの思考や行動に生かしていく力を身に付けることが必要です。

知識を得る方法が多様化し、これまでと知識の持つ意味が変わってきている今、大切なことは、自らが問いを立て、様々な人との関わりや対話の中から「納得解」を見つけることです。

対話を通して答えを見つけていく体験を繰り返すことで、将来予測が困難な時代を生き抜いていく力を身に付けることができます。学校は、こうした知性と智慧を身に付けることができる場所へと変わっていく必要があります。

同時に、学校は、こどもたちの学ぶ心に火を灯し、こどもたちが毎朝「学校に行きたい」と思える場所であってほしい。

また、学校現場の最前線に立つ先生が、こどもたちの学びの伴走者としての自信と誇りを胸に、こどもたちのために様々なチャレンジができる環境であってほしい。

そして、すべての県民の皆様が、こどもたちをまんなかに考える青森県であってほしい。

そのため、この青森県教育施策の大綱により、本県の教育施策の基本的な方向性を示し、県教育委員会との密接な連携のもと、教育施策の総合的な推進を図ります。

こどもたちへの投資は未来への投資です。こどもたちが、ふるさと青森県に誇りと愛着を持ち、青森県で、日本で、世界で、自分の思い描く未来を実現できる社会は、私たちすべての県民にとって必要なものです。県民の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

青森県知事　宮下宗一郎

＜目　次＞

第１章　はじめに

１　大綱の趣旨・・・1

２　大綱の位置付け・・・1

３　期間・・・1

第２章　青森県のめざす教育

１　県民の多様な「学び」の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

２　時代の変化と今後の社会展望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

３「めざす教育」・・6

４「めざす教育」の実現に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第3章　施策の方向性

１　あおもりの未来をつくるこどもたちのための学校教育改革・・・・・・・・・・・・・・・・・9

２　元気な地域づくり・人づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

３　文化・スポーツの振興・・・13

第4章　学校教育改革の推進

１ 学校教育改革の3つの柱・・14

（1）学校の働き方改革、教職員のｳｪﾙﾋﾞｰｲﾝｸﾞ向上＜教職員の余白づくり＞・・・・15

（2）教育DX、学びの環境アップデート＜こどもたちの学びの環境づくり＞・・・・18

（3）学校の経営力強化＜教育改革の出発点＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

２　更なる改革の推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

（1）県立学校の魅力化・特色化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

（2）県立高等学校入学者選抜制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

第１章　はじめに

１　大綱の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の改正（平成 26 年）により、地方公共団体の長は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第１項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な大綱（以下「大綱」という。）を定めるものとされました。

2024（令和６）年度から５年間の県行政運営の基本方針である「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」では、「2040 年のめざす姿」として「若者が、未来を自由に描き、実現できる社会」を掲げています。その実現に向けては、こどもたちが、ふるさと青森県に誇りと愛着を持ち、生まれた場所や家庭環境に左右されずに、学び、成長できる環境づくりを進めていくことが重要であり、未来を担うこどもたちのための教育は県政の最重要施策の一つです。

そこで、本大綱により、本県の教育施策の基本的な方向性を明確にするとともに、知事と県教育委員会が「青森県のめざす教育」を共有し、密接に連携しながら、教育施策の総合的な推進を図ることとします。

２　大綱の位置付け

本大綱は、「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」のめざす姿の実現に向け、教育施策における目標やその根本となる方針を示した教育分野における個別計画であり、基本計画の教育施策に関する部分と整合を図っています。

また、本大綱の策定に当たっては、青森県教育施策の大綱及び教育施策全般にわたる専門的事項について、外部有識者の幅広い見地から助言等を得ることを目的に設置した「青森県教育改革有識者会議」からの提言を踏まえています。

３　期間

2024（令和６）年度から 2028（令和 10） 年度までの５年間とします。ただし、期間中、「青森県教育改革有識者会議」からの提言等を踏まえて、内容の見直しを行っていきます。

第２章　青森県のめざす教育

学びは、人間本来の営みとして、生涯を通じて続けていくものであり、県ではそのために必要な教育施策を展開していきます。

本県において教育施策を進めるに当たっては、こどもを中心に考え[1]、取組を進めていく必要があります。現在のこどもたちが大人になる 2040 年を見据えて、知事と県教育委員会が密接に連携を図りながら教育施策を総合的に推進していくために、「青森県のめざす教育」（以下「めざす教育」という。）を設定します。

１　県民の多様な「学び」の充実

（１）学校教育改革

ＡＩ等の技術革新により、社会が大きく変化していく中で、将来予測はますます困難となっています。

今のこどもたちは、想像さえできない未来社会において、現時点では存在していない仕事に就いたり、開発されていない技術を使ったり、想定されていない課題を解決することなどに向き合っていかなければなりません。

そのためには、これまでの経験の延長線上で教育サービスを提供するのではなく、教える側から教育を受ける側への視点の転換、こどもの主体性を育てる探究学習、ＩＣＴを活用した新しい学び、そして個別最適な学びなどにより、こどもたちの学びのスタイルを変化させていく必要があります。

また、教職員は「ティーチャー」であるとともに、「コーチ」として、こどもたちと対話しながら、こどもたちが主体性と当事者意識をもって、新しい学びを獲得できる、新時代の青森県の教育を推進していく必要があります。

（２）ふるさと青森に愛着と誇りを持つ教育の充実

本県が人口減少に伴う様々な課題を乗り越え、持続可能な社会を実現していくためには、ふるさと青森を愛し、誇りに思う人づくりを進めていくこと

[1] こどもを中心に考え：2023（令和５）年４月に施行されたこども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進することを目的に制定されました。

が重要です。こどもたちに、本県の価値や魅力を伝え、青森で生き生きと暮らす大人と関わる機会を増やす取組などを通じ、次世代の青森県を担う人財を育てていく必要があります。

（３）生涯学習・社会教育の充実

人々が人生を送る中で、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味などあらゆる場面での学びの機会があります。

生涯学習や社会教育を通じ、県民全体の多様な「学び」の充実を図ることで、県民一人ひとりのウェルビーイング向上を実現していく必要があります。

こどもから大人まで学び続けることはもちろん、大人がこどもたちの学びにも様々な場面で関わることが重要です。

２　時代の変化と今後の社会展望

（１）2040 年の青森県と世界

現在のこどもたちが大人になる 2040（令和 22）年は、人口が 100 万人を下回り、老年人口比率が 40％を超え全国に先んじてピークを迎えるなど、本県における人口構造が重要な局面を迎えます。

特に、本県の 0～19 歳人口は、2005（平成 17）年の約 27.5 万人から 2020（令和２）年時点で約 18.4 万人まで減少しており、2040 年には 10 万人を下回るまで減少すると国立社会保障・人口問題研究所が推計しています。

本県や日本全体の人口減少が続く一方で、世界では人口増加が続き、2040 年（令和 22 年）には世界人口は約 91 億人になると推計されています。人口増加に伴う消費・生産の増加や経済成長の一方で、貧困、気候変動等のリスクも生じます。

加えて、生成ＡＩを始めとする人工知能の発展、ビッグデータの充実、ＩｏＴの導入など、第４次産業革命が今後も進展していきます。特に、ＡＩは、様々な分野へ浸透し、社会の在り方や生活の在り方を大きく変えていく可能性があります。

グローバル化が進展し、地方と世界との距離は加速度的に縮まり、世界の動きが我々の生活に密接になっています。国際情勢の不安定化やそれに伴う経済環境の変化等により、先行きはますます不透明になっており、将来予測が困難な時代を生き抜いていく力を身につけていく必要があります。

（２）2040 年の世界で求められる力

経済開発協力機構（ＯＥＣＤ）では、社会を変革し、未来を創り上げていくためのコンピテンシー（個人の能力及び行動特性）として、①新たな価値を創造する力、②責任ある行動をとる力、③対立やジレンマを克服する力の３点を、世界の若者が革新的で、責任があり、自覚的であるべきという強まりつつあるニーズに対応していくために必要な力としています。

また、国の教育振興基本計画（令和５年６月 16 日閣議決定）においても、こどもたちが将来社会で持続的な発展を生み出せるよう、自らが社会を形成する一員であり、合意形成を経てルールや仕組みを創ることができる存在であるとの認識を持つことが重要とされており、

○「正解（知識）の暗記」や「正解主義」への偏りから脱却し、学びの動機付けや幅広い資質能力の育成に向けて「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を行っていくこと

○学習者の主体性を軸として、他者との協働や課題解決型学習などを通じた深い学び・思考を体験できるようにするとともに、学びに向かう一人ひとりの能力や態度・学習意欲を育むこと

等が求められているところです。

これらを踏まえて、本県では、上記①～③の３つの力を「学びと挑戦」、「主体性」、「対話」と位置付け、こどもたちが学校教育等を通して、身に付けてほしい力とします。

①学びと挑戦（新たな価値を創造する力）
②主体性（責任ある行動をとる力）
③対話（対立やジレンマを克服する力）

①学びと挑戦（新たな価値を創造する力）

社会が大きく変化し将来予測が困難な時代において、こどもたちには、自ら未来を切り拓いていくことができる力が必要です。

今後は、これまでの教科学習だけでなく、こどもたちが学んだことを生かして自ら問いを立てること、その問いに対する答えを見つけるために社会の中で様々な実践や挑戦を行うこと等を通して、新たな価値を創造する力が求められています。

②主体性（責任ある行動をとる力）

未来を担うこどもたちにとって必要なことは、学びに対する主体性であり、当事者意識を持ち、自らの行動がもたらす帰結を自分自身で考えられることです。そして、自ら考えたことを他者に表現できる能力も必要です。自ら考え、行動し、表現することで、人間としての魅力を高めていくことが必要です。

これからの時代でこどもたちには、主体性を持って学び、責任ある行動をとる力が求められています。

③対話（対立やジレンマを克服する力）

想像さえできない未来社会においては、自ら問いを立て、他者との協働を通じ答えを創り出していくことが大切です。そのためには、こども同士や教職員はもちろんのこと、家庭や地域など様々な人との対話を通して、答えを創り出していく力、その答えが正しいものか検証し続けていく力が求められています。

そして、これからの時代はダイバーシティの時代です。対話を通して、多様な考えを調整することや対立やジレンマを克服する力が求められています。

３　「めざす教育」

本県で生まれ育った全てのこどもたちのウェルビーイング向上のため、こどもをまんなかに据えた教育の実現を目指して、県民が一体となって取組を進めます。

＜めざす教育＞

「こどもまんなか青森」～未来を担うこどもたちのために～

○　地域社会を支える人財はもちろんのこと、日本や世界で活躍する人財まで多様な人財が青森県で育っていくよう、郷土に誇りを持ち、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓くことのできる人づくりを目指します。

○　グローバル化やダイバーシティが進む中において、互いを思いやり、互いを認め合い、多様な価値観を受け入れ、多様性を尊重し合い、心豊かで個性あふれるこどもが育つ教育環境づくりを進めます。

○　特に、本県で生まれ育つ全てのこどもたちが、誰一人取り残されず、安心して一人ひとりの個性や資質・能力を最大限伸ばせるよう、学校教育においては、①学びと挑戦（新たな価値を創造する力）、②主体性（責任ある行動をとる力）、③対話（対立やジレンマを克服する力）を念頭に、教育環境の充実を進めます。

○　また、こうしたこどもたちの学びを最前線で支える学校現場や教職員に対し、様々なかたちで寄り添う支援を一層充実するとともに、学校と地域・家庭との連携、協働を推進します。

○　さらに、人生 100 年時代において、こどもを中心に据えながら、こどもから大人まで全ての県民が様々な学びを享受できるよう、地域づくり・人づくりの推進に向けた生涯学習の充実、文化・スポーツの振興に関する取組を進めていきます。

４　「めざす教育」の実現に向けて

（１）学校教育の充実

将来の予測が困難な時代にあっても、こどもたちが心身ともに健やかに成長し、持続可能な社会の担い手として活躍するためには、時代の変化や多様なニーズに対応した教育環境と質の高い教育プログラムの整備が必要です。

教職員がこどもと向き合う時間を十分に確保することに加え、地域や企業・団体等の多くの人財がこどもの育ちや学びに関わることが求められています。

①学校現場からの声の把握

「めざす教育」の実現に向けては、学校現場や教職員、教育行政を担う教育委員会が一丸となって取組を進めていくことが重要です。

そのためには、こどもたちの学びを最前線で支える学校現場や教職員の声を十分に踏まえながら、現場に寄り添った施策の展開が求められます。今後、特に教育委員会においては、効果的な施策展開につなげられるよう、学校現場の様々な状況を一層丁寧に把握していくことが必要です。

②学校教育行政の在り方について

こどもたちの学びの環境を変えていくためには、学校教育行政の在り方の転換も必要です。

国（文部科学省）から県・市町村の教育委員会、校長、教職員へと通知される様々な取組に係る指針等はもちろん重要ですが、学校が意欲をもって主体的に変革するためには、教育委員会がこれまで以上に学校現場や教職員に寄り添った伴走型の学校教育行政へと発想を転換することも必要です。

県教育委員会が新たな施策展開に積極的にチャレンジできるよう、知事は総合教育会議での議論を始め、予算の編成・執行や条例提案等を通して、連携・協力していくこととします。

③市町村教育委員会との密接な連携

「めざす教育」の実現に向けては、小・中学校[2]といった義務教育の直接実施主体である市町村教育委員会と県教育委員会が密接な連携を図っていきます。

---

[2] 本大綱に記載している「小学校」「中学校」には、学校教育法で規定する義務教育学校を含んでいます。

④学校・家庭・地域社会との連携

「めざす教育」の実現に向けては、単に学校だけでなく、学校・家庭・地域社会が相互に連携し、それぞれが適切に役割分担を果たしながら、地域の教育力を底上げし、地域全体で教育を支える体制を整えることが重要です。そのためには、教育が変わっていくことに対する保護者や地域による理解や協力が不可欠です。

（２）生涯学習・社会教育の充実

生涯安心して暮らせる地域をつくっていくためには、コミュニティ機能の強化や、地域を支える人財育成に取り組んでいくことが必要です。

人生 100 年時代においては、こどもや若者、社会人、高齢者など、年齢を問わず誰もが学び続け、地域社会の担い手となるよう、社会教育を充実させていくことが求められます。

県民が人生を心豊かに楽しむことができるよう、郷土の豊かな自然を心身で感じとり、伝統や歴史・文化に触れたり文化芸術活動を実践したりする機会や、楽しく身体を動かす機会を増やすなど、文化やスポーツを振興していくことが必要です。

第３章　施策の方向性

「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」では、「しごと」「健康」「こども」「環境」「交流」「地域社会」「社会資本」の７つの政策テーマに沿って政策・施策を展開することとしています。

中でも、政策テーマ「こども」では、「こどものウェルビーイングが実現している社会」を、政策テーマ「地域社会」では「元気な地域社会、自分らしく生きられる地域社会」、「心が充実する地域社会」をめざす姿の具体像として掲げており、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策である大綱についても、このめざす姿の具体像の実現に向けて、基本計画と同じ方向性の下、施策を展開していく必要があります。

そこで本大綱では、基本計画における政策テーマ「こども」及び「地域社会」の関連する政策・施策体系に沿って、施策を推進することとします。

１　あおもりの未来をつくるこどもたちのための学校教育改革

（１）「知・徳・体」の調和の取れた「生きる力」の育成

＜主な取組＞

・児童生徒の確かな学力を育むため、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に取り組みます。
・情報活用能力など、これからの時代に求められる資質・能力の育成に取り組みます。
・いじめなどの問題行動への対応や読書活動の充実など、豊かな心の育成に取り組みます。
・関係機関や団体等と連携した、児童生徒の自殺予防対策を推進します。
・こども時代の健康のみならず、人生全体の健康・ウェルビーイングを視野に入れ、食育の推進や運動習慣の定着など、こどもの健康づくりに関する取組を推進します。
・青少年の適切なインターネット利用の促進など、青少年の健全育成を推進します。
・自然体験活動、社会体験活動、文化芸術活動等、こどもの体験活動を推進します。
・幼児教育の質の向上に取り組むとともに、幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との連携を推進します。

（２）グローバル社会への対応と主体的に社会に参画する学びの推進

＜主な取組＞

・デジタル技術も活用しながら外国語教育を充実させるとともに、異文化理解の促進や、国際的素養を身に付けたグローバル人財の育成に取り組みます。

・主体的に課題を発見し、多様な人との協働により課題解決する探究学習の実施や、ＳＴＥＡＭ教育[3]等の教科等横断的な学習の充実に取り組みます。

・保護者を始めとする周囲の大人が、青森の良さをこどもに伝える意識を醸成するなど、郷土を理解し地域への愛着を深める人財の育成に取り組みます。

・地域活動への参加促進、世代間交流の機会充実などにより、若者の定住意識の醸成に取り組みます。

・主権者教育、防災教育、消費者教育、ＥＳＤ[4]等、主体的に社会の形成に参画する教育を推進します。

（３）「生きる・働く・学ぶ」をつなぐキャリア教育の推進

＜主な取組＞

・小・中・高等学校から大学等、そして就職までのつながりや将来の生き方を意識したキャリア教育の充実に取り組みます。

・学校、家庭、大学、地元企業等が、それぞれの役割の下で連携したキャリア教育支援の仕組みづくりを推進します。

・若者の就業意識や起業意識の醸成、職場定着を意識した県内企業への就職支援に取り組みます。

・産業界との連携による地域の産業・生活を支える担い手（職業人）の育成に取り組みます。

---

[3]ＳＴＥＡＭ教育：科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、芸術・リベラルアーツ（Arts）、数学（Mathematics）の５つの領域を対象とした理数教育に創造性教育を加えた教育理念のことです。

[4] ＥＳＤ：持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development）を指し、気候変動等、開発に伴う現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、持続可能な社会の実現を目指し行う学習・教育活動のことです。

（４）多様な教育的ニーズへの対応

＜主な取組＞

・障がいの種類や個々の障がいの状態に応じて、適切なコミュニケーション手段やデジタル技術を活用した児童生徒の学習機会及び交流機会の確保に取り組みます。

・通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する指導・支援の充実など、インクルーシブ教育[5]を推進します。

・特別な支援を要する児童生徒への職業教育や進路指導等、指導・支援の充実と、教職員の専門性向上に取り組みます。

・不登校児童生徒に対する学習機会の提供など、一人ひとりのニーズに適した学習支援に取り組みます。

・外国につながりのあるこどもに対して、日本語を学習する機会の提供に取り組みます。

（５）こどもの学びを支える教育環境の整備ときめ細かな指導の充実に向けた人財の確保・育成

＜主な取組＞

・児童生徒が質の高い教育が受けられるよう、教職員の専門性向上やキャリア形成支援に取り組みます。

・教職員がこどもと向き合う時間を確保できるよう、少人数学級編制の実施や学校における働き方改革の推進、教育を担う多様な人財の確保・活用などに取り組みます。

・児童生徒が安心して学べる安全な学校施設を整備するとともに、魅力ある教育環境づくりに取り組みます。

・教職員のＩＣＴ活用指導力の向上や校務のデジタル化の推進など、学校における情報化（教育ＤＸ[6]）を推進します。

・教育の実質的な機会の均等が図られるよう、教育費負担の軽減のための就学支援等に取り組みます。

・私学助成等を通じて、私学教育の振興に取り組みます。

---

[5] インクルーシブ教育：全てのこどもを包摂する教育のことで、例えば、障がいがある、性的マイノリティである、外国にルーツがあるなど、多様なこどもがいることを前提として、すべてのこどもの教育の保障を目指すものです。

[6] 教育ＤＸ：デジタル技術等を用いて、教育を変革していくことです。

（６）学校・家庭・地域の連携・協働の推進

＜主な取組＞

・コミュニティ・スクール[7]と地域学校協働活動を一体的に推進します。

・学校と地域・企業等をつなぐ人財を育成するとともに、地域や企業と連携した取組（地域活動、体験活動等）を推進します。

・部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に取り組みます。

２　元気な地域づくり・人づくり

（１）地域の強みを生かした地域づくりと人づくり

＜主な取組＞

・地域資源を生かした地域づくりの推進及び地域コミュニティ維持・活性化に取り組みます。

・地域づくりに取り組む市町村や団体等の人財育成や取組支援を図っていきます。

・地域社会の多様なニーズに応える社会貢献活動やＮＰＯ活動などの促進に取り組みます。

・地域経済や地域づくりをけん引するリーダーの育成や国内外で活躍する人財とのネットワーク化に取り組みます。

（２）人生 100 年時代の学び直しや生涯学習の推進

＜主な取組＞

・社会人の学び直しやリカレント教育[8]の推進に取り組みます。

・社会教育士[9]等の社会教育を進める人財の育成、県民の生涯学習と学びを通じた社会参加の推進、性別・年齢・障がい等の有無に関わらない多様な主体の生涯学習環境の充実と社会参加活動の促進に取り組みます。

---

[7] コミュニティ・スクール：学校運営協議会制度を導入している学校のこと。学校運営協議会制度は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能になる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。

[8] リカレント教育：人生 100 年時代において、社会人が学校教育から離れたあともそれぞれのタイミングで多様な学びを続けることで、仕事で求められる能力などを磨き続けていくことです。

[9] 社会教育士：学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的な役割を果たす専門人材のことです。令和２年度から始まった制度で、定められた科目を修了した者は「社会教育士」と称することができるようになりました。

３　文化・スポーツの振興

（１）歴史・文化の価値や魅力に対する理解と活用の促進

＜主な取組＞

・「北海道・北東北の縄文遺跡群」の価値や魅力を県内外で広く伝えるとともに、認知度向上や受入態勢の充実に取り組みます。

・歴史的資料や文化財等を適切に収集・保護・保存するほか、デジタル技術の活用等による情報発信などの新たな価値の創出に取り組み、地域活性化を推進します。

・地域の祭りや伝統芸能などについて、鑑賞や体験機会の充実に取り組み、継承を促進します。

・県内美術・工芸品・文化財の展示など、海外の美術館・博物館との連携の可能性に向けた調査等に取り組みます。

・県立美術館等、県立の展示施設の企画を充実させるとともに、県内に所在する歴史・文化芸術施設や世界自然遺産、世界文化遺産との連携強化による魅力の向上に取り組みます。

・県民の芸術鑑賞機会や文化活動の発表機会を継続的に確保します。

・幼少期からの文化芸術活動への参加を促進するとともに、文化芸術に携わる人財の育成に取り組みます。

・県民、特にこどもたちがふるさと青森の歴史や自然、文化への理解を深め、郷土に誇りを持つことができる取組を推進します。

（２）楽しく体を動かしスポーツに親しむ環境づくりと競技力の向上

＜主な取組＞

・2026（令和８）年に本県で開催される第 80 回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）・第 25 回全国障害者スポーツ大会を通して、本県選手の競技力向上と県民のスポーツに対する意識醸成に取り組みます。

・大会後も地域の活性化が持続するよう、地域の魅力発信や来県者との交流の促進、おもてなしの推進に取り組みます。

・楽しく体を動かし、運動を習慣化させる機会の創出を推進します。

・スポーツ科学に基づいたスポーツ指導を推進するとともに、指導者などの人財育成により、幅広い年代における競技力の向上に取り組みます。

・スポーツ関連イベントの誘致など、スポーツを楽しむ心を育む機会の充実に取り組みます。

第４章　学校教育改革の推進

「めざす教育」を実現していくためには、時代の変化に合わせて、「学びの場」の最前線である学校現場が変化していくとともに、教育行政の取組を加速していく必要があります。

本章は、第３章１に掲げる「あおもりの未来をつくるこどもたちのための学校教育改革」の推進に当たり、青森県教育改革有識者会議からの２回にわたる提言（令和６年１月 23 日及び令和６年 10 月 17 日）を基に、こどもたちがこれからの時代にふさわしい学びを獲得するための学校教育改革の方向性や具体的取組について示したものです。

１　学校教育改革の３つの柱

人口減少や少子化、科学技術の発展といった社会経済環境の変化を踏まえるとともに、2040（令和 22）年の世界で求められる力の獲得に向けて、こどもたちの学びのスタイルを変化させていくためには、教職員の教え方や学級運営が変わっていく必要があります。そのためには、新たな授業のやり方やこどもたちとの接し方などを十分に取り入れて展開していく余白が必要です。

教職員が、こどもたちと向き合う時間を十分に確保するためには、教職員の声を踏まえながら業務改善を進め、教職員が本来担うべきことに集中できるようにし、教職員の生き方や働き方の多様性を実現していくことが重要です。

また、学校教育改革を進めていく上では、教職員やこどもたちが、学校の中で、自らの考えなどを自由に発言できる状態（心理的安全性）の確保に努めていく必要があります。

そこで、2024（令和６）年度から以下の３つの改革の柱に直ちに取り組みます。

（１）学校の働き方改革、教職員のウェルビーイング向上＜教職員の余白づくり＞
（２）教育ＤＸ、学びの環境アップデート＜こどもたちの学びの環境づくり＞
（３）学校の経営力強化＜教育改革の出発点＞

（１）　学校の働き方改革、教職員のウェルビーイング向上

＜教職員の余白づくり＞

①教職員が担う必要のない業務のアウトソーシング[10]、学校ＤＸ[11]

【学校ＤＸ・教職員の負担軽減】

- 職員会議等の資料、学校配布物、各種アンケート調査等の原則ペーパーレス化
- 保護者等との外部連絡手段を始めとしたクラウドサービス導入支援
- 本来的に教職員が担う必要のない、また、苦手としている事業領域のアウトソーシングやデジタル化
- 現場のユーザー目線に立った使いやすい校務支援システムの環境整備
- 学校徴収金徴収事務等のデジタル化
- テストへの自動採点システムの導入
- 家庭で自主的な学習ができるよう、１人１台端末の家庭での利用推奨と学校におけるネットワーク環境の整備
- 文部科学省・学校ＤＸ戦略アドバイザー[12]の活用促進

【教職員の適正配置】

- 学校の実情に応じた、教職員の確保・適正配置、複数担任制や教科担任制の導入
- 特別支援学級担当者の専門性の向上や専門性のある指導体制の確保・充実
- 学校現場の状況を踏まえた外部人財の配置拡充（スクールサポートスタッフ、ＩＣＴ支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、特別支援教育支援員、学校司書、校内教育支援センター支援員等）

【部活動指導】

- 中学校部活動の原則全員入部の考え方の見直し

---

[10] アウトソーシング：業務の一部を外部の専門組織等へ請け負ってもらうことや外部から調達することです。

[11] 学校ＤＸ：学校現場で行われていることについて、デジタル技術を用いて変革していくことです。

[12] 学校ＤＸ戦略アドバイザー：１人１台端末を使った学びが本格化する中、教育の質の向上と、効果的なＩＣＴの一層の活用促進に向け、全国の小・中・高校、特別支援学校等の設置者等を対象に、専門性を有した有識者等を全額国費で派遣(助言・支援)する文部科学省の制度。

- 部活動の地域との連携や地域移行の推進
- 部活動顧問の実質上の強制、専門外・指導経験のない部活動の受け持ち、休日の大会引率などといった教職員の負担を軽減する仕組みづくり

【市町村立学校における働き方改革の促進】

- 市町村及び市町村教育委員会が行う教職員の働き方改革の取組に対する県教育委員会による支援
  （例：校務支援システムの整備、勤務実態把握設備の整備、留守番電話導入や連絡手段のデジタル化、自動採点システム導入、集金・会計業務のキャッシュレス化　等）

②教職員のスキルアップ支援、魅力化

- 民間のノウハウや外部の有識者を活用した各段階における体系的な研修プログラムづくり
- 県と市町村との教職員向け研修の密接な連携
- 教職員の年代や勤務環境等に合わせた、研修メニューの新設・拡充（オンライン研修、ワークショップ型研修の導入　等）
- 次世代の管理職の育成や、ミドルリーダーを対象とした研修の更なる充実
- 改正教育公務員特例法における教職員の研修受講履歴記録義務化への対応
- 教職員の働きやすさや心理的安全性の確保に配慮した環境整備（教職員が相談できる窓口の設置　等）

	研修内容（例）
若手教職員	● 初任段階教員向けの体系的で手厚い研修の実施 ● 教室マルトリートメント防止研修の実施 ● 若手職員向けのコーチング研修の実施 ● 探究学習や個別最適な学びの実現に向けた研修の実施　など
ミドルリーダー	● ミドルリーダーの育成研修の充実 ● アントレプレナーシップ研修の実施 ● マネジメント研修の実施 ● 教職大学院への派遣　など
校長・教頭（管理職）	● 管理職向けのコーチング研修の実施 ● リーダーシップ・マネジメント研修の実施　など

教室マルトリートメント[13]、コーチング[14]、アントレプレナーシップ[15]、は注釈を参照のこと。

[13] 教室マルトリートメント：違法ではないが適切ではない態度、不適切な関わりのこと。
[14] コーチング：相手の話を傾聴し、内面に持っている自発性や可能性を引き出し、目標達成をサポートするコミュニケーションのこと。
[15]アントレプレナーシップ：新たな事業やサービスを創造し、リスクに立ち向かう精神・姿勢のこと。日本語では、起業家精神と訳されます。

（２）　教育ＤＸ、学びの環境アップデート

＜こどもたちの学びの環境づくり＞

①自ら未来を切り拓ける探究学習・ＳＴＥＡＭ教育・個別最適な学び

【グローバル化への対応】

- 英語４技能（聞く、読む、書く、話す）の全てをバランスよく習得するためのデジタル教材の導入
- 世界で活躍することや海外大学での学位取得を目指す生徒のマインドセット強化
- オンラインを含めた国際交流のトライアルなど、教室に居ながら気軽に海外とつながる機会拡大
- 海外の高校との姉妹校締結等による交換留学や海外からの留学生の受入れなど、県立高校における国際交流の推進
- 県内高校生等への留学支援や留学体験者との交流による、海外へ挑戦する機会の拡大
- 文部科学省が展開する「トビタテ！留学ＪＡＰＡＮ」[16]等との連携強化

【個別最適な学びなど】

- ＳＴＥＡＭ教育・情報教育の充実、高校「情報Ｉ」等の授業水準向上・デジタル教材の導入など、こどもたちが個性と能力に応じた学びを獲得できる学習環境の実現
- 教育データを利活用した学習・指導の個別最適化、学校教育全体を最適化するための教育ダッシュボード[17]の導入
- １人１台端末を活用した個別最適な学習環境の整備を着実に進めるためのＫＰＩの設定

---

[16] トビタテ！留学 JAPAN：意欲と能力ある全ての日本の大学生や高校生が、海外留学に自ら一歩を踏み出す機運を醸成することを目的として、2013 年に留学促進キャンペーンとして開始した文部科学省の取組。

[17] 教育ダッシュボード：こどもたちの教育に関するデータを見える化し、こどもたちやクラスの状況を学校がより的確に把握できるようにするもので、東京都等で導入されています。

- ＡＩドリル等、ＩＣＴを利用した教材の活用
- 教育ＤＸの推進に向けた、校内の通信環境の整備（通信帯域の確保、ネットワーク統合、無線ＬＡＮの整備　等）
- 県内公立学校における１人１台端末の円滑な更新
- 県立高校で実施している「あおもり創造学」の成果を小・中学校と共有し、連携して取り組むなど、本県が持つユニークな学習資源（縄文遺跡、自然環境、芸術文化等）を通した総合学習・探究学習の推進
- 企業や地域との連携促進など、小・中・高等学校全ての段階における探究学習の充実
- 特別支援学校における学びへの意欲を育む教育活動の実施
- 各学校の実情に応じた環境整備（少人数指導体制づくり、カリキュラムマネジメントへの助言、学校が自由進度学習の導入等を検討する際の情報収集支援　等）

②誰一人取り残さない、あらゆるこどもたちの学びの場づくり

- 特別支援教育支援員の配置促進やＩＣＴ活用による特別支援教育の充実
- 特別支援教育に関する教職員研修の充実
- 不登校の児童・生徒等への支援強化やこどもたちの居場所づくりに向けた相談窓口の設置・運用、校内教育支援センター[18]の設置拡充、オンラインを活用した学習機会の確保、関係機関との連携など、校内での対応の在り方の検討
- こども・若者関連施策と連携した、フリースクールなどの学校以外の学びの場や居場所の確保・充実
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置促進や処遇改善
- 関係機関との連携促進や、ＩＣＴ機器やデジタル教材などの導入・活用等を通じた、外国につながりのあるこどもたちが学ぶ環境の整備
- 困窮世帯向けの大学、短大、専門学校等への進学支援の取組の充実やヤングケアラーへの支援

[18] 校内教育支援センター：空き教室を利用して、不登校の児童・生徒を支援する機能を持った場所のこと。

（３）　学校の経営力強化＜教育改革の出発点＞

①センターピンは、学校の経営者たる「校長」

- 意欲と能力が高い若手教職員の登用や民間からの登用なども見据えた、管理職（校長・教頭）への新たな登用基準の作成・明確化
- 外部の専門家等による学校の経営力強化に向けた伴走型支援（校長へのサポートや悩み相談、内発的な校内改革に向けた対話型プログラム等）の実施
- 校長の権限（人事や予算を含む）の明確化・裁量の可視化

②学校や校長を支えるために

- 実効性のあるコミュニティ・スクールの導入促進と、地域学校協働活動との一体的な推進
- 学校図書館の充実と機能強化、学びへの活用促進（蔵書の充実、学校司書の配置、公立図書館等との連携推進　等）
- 社会教育と学校教育との連携推進
- 複数校一括経営、学校事務の集約・機能強化等といった学校経営に関する先進事例の収集と内発的な改革の促進
- 県民や保護者等の理解促進のため、教育改革や学校独自の取組等について、ＳＮＳ等を活用した即時的・効果的な情報発信

２　更なる改革の推進に向けて

更なる学校教育改革の推進に向けて、学校教育改革の３つの柱に加え、学校現場や教育行政のアップデートを続けていきます。

（１）県立学校の魅力化・特色化

人口減少と少子化が進行し、社会が変化する中において、本県の全てのこどもたちの学びの質を保障し高めていく必要があります。加えて、住んでいる地域にかかわらず夢や志の実現に向けて成長できるよう、魅力ある県立高校づくりを進め、多様な学びの選択肢をこどもたちに提示することが大切です。

このため、以下を始めとする様々なことについて、各学校、生徒、保護者、地域住民、自治体、産業界等の幅広い関係者と丁寧に議論しながら、こどもたちの学びを中心に据えた検討を進めていく必要があります。

- 県立学校の更なる魅力発信に向けた、スクール・ミッションやスクール・ポリシーの普及とブランド力の向上
- 生徒の多様な学びに対応できるよう、遠隔授業等の実施
- 各県立高校が、生徒一人一人の興味関心や進路志望に応じた幅広い科目を開設できるよう、単位制の導入拡大

（２）県立高等学校入学者選抜制度

こどもたちの学びのスタイルが変化する中で、県立高等学校入学者選抜についても、夢や志の実現のために確かな学力を身につける不断の努力や学校での様々な活動に主体的に取り組む意欲などを、適切に評価できる制度であることが重要です。

このため、以下を始めとする様々なことを学校関係者、生徒、保護者等と丁寧に議論しながら、入試制度の在り方等の検討を進めていく必要があります。

- 生徒に寄り添い、中学校における多様な教育活動をより適切に評価できるよう、入試制度や調査書等様式のアップデート
- 教職員の負担軽減や生徒・保護者の利便性向上に向けた、ウェブ出願やオンラインを活用した入学手続きの実施など、入試関連業務のデジタル化

資料３

青森県立高等学校魅力づくり検討会議における検討結果について
（検討結果報告書）

令和７年２月２０日

青森県立高等学校魅力づくり検討会議

令和７年２月２０日

青森県教育委員会
　教育長　風張　知子　殿

青森県立高等学校魅力づくり検討会議
議　長　　香　取　　真　理

青森県立高等学校魅力づくり検討会議における検討結果について

本検討会議では、令和５年５月２９日、貴職から令和１０年度以降の魅力ある県立高等学校の在り方について検討依頼を受け、これまで慎重に審議を重ね、このほど、検討結果報告書を取りまとめましたので提出します。

目　次

はじめに……１
第１　魅力ある高等学校づくりに向けた基本的な考え方……２
１　高等学校教育を取り巻く現状……２
２　「魅力ある高等学校づくり」の視点……３
３　高等学校教育の方向性……３
（１）これからの時代に求められる力の育成……３
（２）これからの時代に求められる人財の育成……３
（３）高等学校に求められること……４
第２　学校・学科の充実の方向性……５
１　これからの時代に求められる高等学校の魅力づくり……５
（１）教育活動の更なる充実……５
（２）多様な主体との連携・協働……７
２　これからの時代に求められる力を育む学科等の魅力づくり……９
（１）全日制課程……９
（２）定時制課程・通信制課程……１３
３　学校・学科の魅力づくりに向けた教育制度……１４
（１）中高一貫教育……１４
（２）全日制普通科単位制……１４
（３）総合選択制……１５
（４）コミュニティ・スクール……１５
（５）入学者選抜制度……１５
第３　学校配置の方向性……１６
１　魅力ある高等学校づくりに向けた学校配置の観点……１６
（１）高等学校教育を受ける機会の確保……１６
（２）充実した教育環境の整備……１６
２　魅力ある高等学校づくりに向けた学校配置……１７
（１）全日制課程……１７
（２）定時制課程・通信制課程……１９
３　学校配置と合わせて検討すべき事項……１９
（１）再編の方法等……１９
（２）学級編制……２０
（３）通学手段の確保・通学支援……２０
第４　地域等の理解と協力の下での魅力ある高等学校づくり……２１
おわりに……２２

はじめに

我が国においては、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきている中、こどもたちが将来を見据えて社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていくことを目指している。

また、国民一人一人が幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイング[1]の向上を図っていくことを目指している。

これらのことから、本県のこどもたちが変化し続ける社会に対応するために必要となる力を身に付け、未来を切り拓き、豊かな人生を送るとともに持続可能な社会の創り手となることができるよう、学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための「魅力ある高等学校づくり」を更に推進することが必要である。

このような背景の下、様々な分野の委員で構成された青森県立高等学校魅力づくり検討会議が令和５年５月に設置され、青森県教育委員会教育長から検討依頼を受けた令和１０年度以降の魅力ある県立高等学校の在り方について、約２年間にわたり、中・長期的な展望に立って審議・検討を重ねてきた。

本検討会議では、これまでの高等学校教育改革の成果や課題のほか、本県の強みや課題を踏まえつつ、こどもたちにとって「高等学校の魅力とは何か」「充実した教育環境とは何か」といったことを念頭に置きながら、本県の実情に即した県立高等学校の在り方を模索してきた。

本検討結果報告においては、こどもたちをまんなかに置いて考え、将来を見据えた県立高等学校の在り方について提言している。

こどもたちは生まれてくる時代や場所を選ぶことができない。だからこそ、生まれ育った環境にかかわらず、未来を担う全てのこどもたちがふるさと青森を愛し、「青森県で学びたい」「青森県で学べて良かった」と思えるよう、より良い教育環境を整えることが、今を生きる我々の使命であると考える。

県教育委員会におかれては、本検討結果報告の趣旨を十分に踏まえながら、本県として重点的に取り組むべきことは何かを改めて検討した上で、「魅力ある高等学校づくり」を更に推進するための諸施策に具体的に取り組むことを期待する。

[1] ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

第１　魅力ある高等学校づくりに向けた基本的な考え方

１　高等学校教育を取り巻く現状

○　我が国においては、人口減少やグローバル化の進展、Society5.0[2]時代の到来等、社会の急激な変化に伴い、将来の予測が困難な時代となっており、教育の果たす役割がますます重要となっている。

○　また、ほぼ全ての中学生が高等学校に進学しており、高等学校においては、生徒の能力、適性、興味・関心、進路志望等が一層多様化しているとともに、特別な教育的支援を必要とする生徒や義務教育段階における不登校経験を有する生徒、外国につながりのある生徒等、様々な事情を抱えた生徒が在籍しているという実態がある。

○　このような中、地理的状況や学校・課程・学科にかかわらず、生徒の多様なニーズに対応した柔軟で質の高い学びを実現し、全ての生徒の可能性を最大限に引き出す「多様性への対応」を図りつつ、全ての生徒が社会で生きていくために必要となる力を身に付けられるよう「共通性の確保」を併せて進め、「生徒を主語にした」高等学校教育を実現することが求められている。

[2] Society5.0：狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、人工知能（AI）、ロボット等の先端技術を産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく社会を指すもの。

２　「魅力ある高等学校づくり」の視点

○　これまでの高等学校教育改革の成果や課題のほか、本県及び各地域の実情等を踏まえるとともに、これまでの常識にとらわれない新たな視点も取り入れながら、将来の高等学校の在り方を見据えた「青森県ならではの高等学校教育改革」を進めていく必要がある。

○　生徒がこれからの時代に求められる力を身に付け、夢や志の実現に向けて主体的に取り組んでいけるよう、学校、地域、保護者、企業、県教育委員会等の県全体が一体となり、きめ細かに支援することができる環境づくりを進める必要がある。こうした環境づくりに当たっては、教員がゆとりを持ち、生き生きと日々の教育活動に取り組むことができるよう、教員の負担軽減を図るなど、一層の配慮が必要である。

３　高等学校教育の方向性

（１）これからの時代に求められる力の育成

○　知・徳・体の調和のとれた生きる力や主体性、コミュニケーション能力、自己肯定感、多様性を尊重する心、郷土を愛する心は、時代が変化する中にあっても、引き続き、全ての生徒が身に付ける必要がある。

○　このような力に加え、主体的に未来を切り拓く力や課題発見・解決する力、大志を抱き世界へ挑戦する心、地域を支える心等、生徒の夢や志に応じた力の育成が必要である。

○　また、変化に対応する柔軟性や新たな時代をつくる創造性等、急激に変化する社会において求められる力の育成も必要である。

（２）これからの時代に求められる人財[3]の育成

○　本県や各地域の強み、各校の特色を生かした教育活動を推進し、これからの時代に求められる力を身に付けた、「青森県や地域の発展に貢献できる人財」「社会を牽引できる人財」「職業の多様化に対応できる人財」等を育成する必要がある。

[3] 人財：青森県では「人は青森県にとっての『財（たから）』」であるという基本的な考えから、「人」「人材」などを「人財」と表している。

（３）高等学校に求められること

○　全ての生徒が安心して学べる環境づくりが必要である。

○　生まれ育った環境にかかわらず、一定の水準を満たした教育や、誰一人取り残さないきめ細かな教育を提供することで、生徒のウェルビーイングの向上を図る必要がある。

○　各校の特色を生かすとともに、高等学校間や学科間の連携のほか、小・中学校、特別支援学校、大学、地域、関係機関等の多様な主体と連携・協働し、授業や特別活動、部活動、地域活動等の教育活動全体で更なる魅力化を図る必要がある。

○　「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けた授業改善等のカリキュラム・マネジメント[4]の適切な実施により、教育活動の充実を図る必要がある。

○　探究的な学びや学科横断的な学び、ＳＴＥＡＭ教育[5]等の充実が必要である。

○　本県の産業構造や生徒のニーズを踏まえるとともに、高等学校卒業後の進路も考慮しながら、魅力ある学校・学科とする必要がある。

○　学校・学科の魅力づくりに向け、各校の特色や役割に応じた教育制度の効果的な活用が必要である。

---

[4] カリキュラム・マネジメント：教育課程に基づき組織的かつ計画的に各校の教育活動の質の向上を図ること。

[5] ＳＴＥＡＭ教育：各教科における学習を実社会の問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な教育であり、幅広い分野で新しい価値を提供できる人材の養成を目指すもの。（Science、Technology、Engineering、Mathematicsに加え、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲でAを定義し、それぞれの頭文字をとっている。）

第２　学校・学科の充実の方向性

１　これからの時代に求められる高等学校の魅力づくり

○　「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実や、誰一人取り残さないきめ細かな教育につなげていくため、特に、各校の特色を生かした取組の推進、ＩＣＴの活用、特別な教育的支援を必要とする生徒への対応等、各校における教育活動の更なる充実を図る必要がある。
○　また、高等学校間・学科間、小・中学校、特別支援学校、大学、地域、関係機関等、多様な主体が連携の目的を明確にし、各主体の特色と強みを生かした連携を更に進めることにより、各校における教育活動の深化を図る必要がある。
○　各校における教育活動全体の魅力づくりに向けたこれらの取組をより効果的に進めるためには、人的・予算的な対応が必要である。

（１）教育活動の更なる充実

①　各校の特色を生かした取組の推進

○　各校において、それぞれの実情に応じた特色化を推進し、県立高等学校全体の魅力化につなげていくため、スクール・ミッション[6]やスクール・ポリシー[7]に基づいたカリキュラム・マネジメントを通して、教育活動の更なる充実を図る必要がある。併せて、小・中学生や保護者等に各校の魅力を広く情報発信する必要がある。
○　また、国の動向や他県の事例等を参考にしながら、本県で既に実施されている特色ある取組の発展や、これまでの常識にとらわれない新たな取組の創出等、「青森県ならではの取組」を推進する必要がある。
○　さらに、現在一部の高等学校で実施されている全国からの生徒募集について、県内の中学生の入試環境への影響や地域の意向も考慮しながら、新たな導入について検討する必要がある。

[6] スクール・ミッション：各校に求められる役割や目指すべき学校像等を、県教育委員会において明確化したもの。
[7] スクール・ポリシー：スクール・ミッションに基づき、一貫性を持って教育活動を進めるため、各校において、育成すべき資質・能力、教育課程の編成及び実施、入学者の受入れに関する具体的な方針についてまとめたもの。

②　ＩＣＴの活用による教育活動の充実

○　これからの時代に求められる力を身に付けるための学びを生徒に提供することができるよう、ＩＣＴの活用等による「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が求められている。

○　このため、ＩＣＴ環境の更なる充実を図り、ＩＣＴを活用した国内外の高等学校や大学、関係機関等との連携・協働体制を構築・強化した上で、対面指導と遠隔・オンライン教育を最適に組み合わせることが重要である。

○　また、ＩＣＴの活用に係る実践的な教員研修の実施やＩＣＴ支援員の配置・派遣等、教員の資質向上や専門スタッフの配置の充実を図る必要がある。

○　なお、遠隔授業を実施する場合は、教科・科目の特性を考慮した上で、幅広い進路志望等に対応するため、生徒のニーズに応じた多様な教科・科目や、教員配置が困難な教科・科目を開設できる体制を整備することが必要である。

③　特別な教育的支援を必要とする生徒への教育の充実

○　特別な教育的支援を必要とする生徒は増加傾向にあり、全ての高等学校において特別支援教育の視点を持った指導や個に応じた指導が求められる。

○　このような状況の中、生徒一人一人にきめ細かな指導を行うため、各校における校内研修や、特別支援学校と連携した教員研修、特別支援学校との人事交流等、教員の資質向上や指導体制の更なる充実を図る必要がある。

○　このほか、スクールカウンセラー[8]等の専門スタッフの配置の充実、教育支援センター（適応指導教室）[9]や児童相談所等の関係機関との連携、高等学校内への特別支援学校の分教室の設置も考えられる。

○　また、通級による指導[10]の実施校の拡充や、実施校で他校の希望する生徒を受け入れる「他校通級」、実施校を拠点として教員が巡回する「巡回通級」の実施等、通級による指導の充実を図る必要がある。

○　さらに、不登校や別室登校の生徒が増加していることを踏まえ、こうした生徒が柔軟に学びを継続できるよう、ＩＣＴの活用等により教室以外でも学ぶことのできる機会を提供するなど、個に応じた指導の充実を図る必要がある。

---

[8] スクールカウンセラー：児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、生徒の生活上の問題や悩みに対する相談・カウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う専門スタッフ。

[9] 教育支援センター（適応指導教室）：不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会及び首長部局が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したもの。

[10] 通級による指導：高校等の通常の学級に在籍している障がいのある生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該生徒の障がいに応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態のこと。

（２）多様な主体との連携・協働

①　高等学校間・学科間の連携

○　県全体の教育の質の確保・向上のため、重点校[11]・拠点校[12]が中核となって各校と連携し、多様な他者との交流による生徒の成長や、教員の指導方法等の共有による教員の資質向上につながるなどの効果がある一方で、学校間のニーズが一致する取組が難しいなどの課題もある。

○　このため、各校や各学科の実情に応じた効果的な方法での連携を推進し、県全体の教育の質の更なる向上を図る必要がある。

○　今後は、各校や各学科が共通して取り組むテーマや分野等に応じて、それぞれの特色ある教育活動の成果を共有し、各校の特色ある学びの更なる深化を図るなど、これまでの枠組みにとらわれない各地区や県全体の高等学校間・学科間の連携を推進する必要がある。

②　異なる校種間の連携

○　小・中学校との合同行事や高校生による学習指導の取組等の異年齢交流は、高校生の自己有用感や郷土愛の醸成につながるほか、小・中学生にとっても教育的効果が高いなど、高校生と小・中学生の双方に好影響を与えている一方で、連携の主体や目的が不明確である場合、十分な効果が得られないという課題もある。

○　このため、連携の主体や目的を明確にし、キャリア教育や探究活動等の推進を図るなど、小・中学校との一層の連携を図る必要がある。

○　また、大学等との連携により、高等学校段階から高いレベルの教育・研究等に触れることができるという効果がある一方で、移動の負担が生じることや単位認定が難しいなどの課題もある。

○　このため、大学等からの遠隔・オンライン教育の実施や、高等学校以外での学修を単位認定できるようにする仕組みづくり等、大学等との連携を更に推進する必要がある。

---

[11] 重点校：各校の生徒の意欲的な学習に資するよう、普通科等において、今後求められる人財の育成に向けた探究活動等の特色ある教育活動の中核的役割を担う学校として配置している。選抜性の高い大学への進学に対応した取組とともにグローバル教育や理数教育等の特定の分野の学習における先進的な取組等、今後求められる人財の育成に向けた特色ある教育活動の中核的役割を担うことから、進路志望に応じた教科・科目の開設や当該教科・科目の専門性を有する教員の配置、生徒同士の協働的な学習による教育内容の充実等がなされるよう、１学年当たり６学級（２４０人）以上の規模を標準としている。

[12] 拠点校：各校の生徒の意欲的な学習に資するよう、農業科、工業科及び商業科の高等学校において、各学科の学習の拠点としての役割を担う学校として配置している。特定の学科における専門科目を幅広く学ぶため、基幹となる学習分野の基礎・基本を習得するとともに、専門的な学習を深めることができるよう、一つの専門学科で１学年当たり４学級（１６０人）以上の規模を標準としている。

③　地域や関係機関等との連携

○　より良い学校教育を通してより良い社会を創るという理念を学校と社会が共有し、社会と連携・協働しながら、持続可能な社会の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」を実現していくことが求められている。

○　また、地域や関係機関等との連携により、自己の在り方・生き方のイメージを持たせることで将来に向けた学びにつながるとともに、郷土愛の醸成が期待できる。

○　このため、教育活動の充実に向けた地域や関係機関等との連携・協働体制を構築・強化するとともに、各校や地域の実情を踏まえながら、地域等について理解を深める学習や地域課題の発見・解決に取り組む活動を行うなど、地域や関係機関等との連携・協働を推進する必要がある。

○　なお、連携・協働の推進に当たっては、地域や関係機関等との連携を担うコーディネーターを配置するとともに、研修等を通してコーディネート機能の充実を図る必要がある。

２　これからの時代に求められる力を育む学科等の魅力づくり

○　生徒の進路志望の多様化への対応とともに、グローバル化や情報化等、高等学校教育を取り巻く環境の変化や本県の産業構造の変化等への対応が求められており、常に知識・技術を刷新し続けることができるよう、その土台となる基礎的・基本的な知識・技術の習得が必要である。
○　また、探究的な学びや学科横断的な学び、ＳＴＥＡＭ教育等、新たな時代を見据えた学びを提供するため、中学生や保護者のニーズ等を踏まえながら、生徒数の減少も見据え、柔軟な教育課程の編成やコースの設置を含めた各学科等の更なる充実のほか、改編・新設について検討する必要がある。
○　さらに、生徒の学習意欲の向上を図るため、各学科等の魅力向上と情報発信、知識・技術の高度化に対応した教員の資質向上、本県産業の方向性を踏まえた地域や企業等との連携が必要である。

（１）全日制課程

①　普通科等

ア　普通科

○　大学等への進学から就職まで幅広い進路志望に対応している一方で、教育内容が画一的・均質的であるというイメージを持たれやすい。
○　このため、各校の教育資源や強みを生かしながら、更なる特色化や魅力化を図るとともに、積極的に情報発信を行う必要がある。
○　特色化や魅力化に当たっては、コースの設置や外部人材の活用、地域や関係機関等との連携により教育活動の充実を図るとともに、普通科改革[13]を踏まえた新たな学科の設置についても検討する必要がある。
○　また、基礎・基本の定着や日々の授業の充実を図るとともに、高度な学びや多様な選択科目の設定等、特色ある教育課程を編成する必要がある。

イ　理数科

○　理数分野における探究活動等の特色ある学びを通して、理数系人財を輩出しているものの、普通科の理系との差別化等、理数科の更なる特色化を図ることが求められる。また、データサイエンス・ＡＩの基礎となる理数分野の素養や科学的リテラシーを身に付けた理数系人財の育成が求められている。

[13] 普通科改革：「普通教育を主とする学科」の弾力化のこと。令和３年３月３１日に公布された学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等により、高等学校等の特色化・魅力化に向けて、「普通教育を主とする学科」として「学際領域に関する学科」や「地域社会に関する学科」等の普通科以外の学科が設置可能となった。

○　このため、大学や研究機関等と連携した高度な学びやスーパーサイエンスハイスクール[14]における取組を発展させた学び等、理数分野に特化した学びを提供する必要がある。

ウ　グローバル探究科

○　これまで外国語科においては、英語とロシア語の学びや国際交流を通して、語学力やコミュニケーション能力の向上が図られてきたが、語学力のみならず、更なるグローバル化に対応できる国際的素養を身に付けたグローバル人財を育成するため、令和６年度にグローバル探究科に改編された。

○　このことを踏まえ、グローバルな視点による探究的・実践的な学びや、多様な文化や価値観を持った他者との協働的な学びを展開する必要がある。

エ　スポーツ科学科

○　スポーツに関する学びや多様な他者とのスポーツを通じた交流を通して、専門性を高めるだけでなく、豊かな心や自律心、協調性等を育成し、大学進学をはじめ、スポーツトレーナーや医療・福祉関係、栄養関係等、スポーツ関連の様々な方面に人財を輩出している一方で、より幅広い進路志望への対応が求められる。

○　このため、スポーツが社会の活性化や共生社会の実現に寄与していることを踏まえ、スポーツを「する」だけではなく、「みる、支える、知る」といった多様なスポーツとの関わり方の視点に立った学びが必要である。

○　また、柔軟な教育課程の編成や外部人材の活用等も必要である。

オ　表現科

○　表現、演劇、舞台芸術等に関する専門科目や、外部人材を活用したワークショップ等、表現に関する多様な学びを通して、コミュニケーション能力や表現力を育成しており、表現や演劇等に関する分野だけでなく、幅広い分野の大学等へ進学するなど、多様な人財を輩出している一方で、表現力が様々な分野で必要とされる力であることが中学生や保護者等に十分に理解されていない。

○　このため、表現について幅広く学ぶ機会を増やしながら、生徒の進路志望の実現につなげるとともに、積極的に情報発信を行う必要がある。

---

[14] スーパーサイエンスハイスクール：将来の国際的な科学技術人材を育成することを目指し、文部科学省が指定した理数系教育に重点を置いた高等学校。

②　職業教育を主とする専門学科

ア　農業科

○　地域や関係機関等と連携した実習や課題研究等、実践的な学びを通して、就農者や農業関連分野への就職者、農業に関する大学や専修学校への進学者等、農業の様々な分野で必要とされる知識・技術を身に付けた人財を育成している一方で、農業を取り巻く環境の変化への対応が求められるほか、生徒数や教員数の減少に伴い、農地・施設の管理・運営が困難となっている。

○　このため、外部人材や関係機関等の地域の教育資源の活用等により、農業の幅広い分野の学びを展開するとともに、高等学校間・学科間の連携や関係機関等との連携を図りながら、スマート農業等、農業を取り巻く環境の変化に対応した学びを推進する必要がある。

○　また、生徒数や教員数が減少する中にあっても、引き続き充実した実習を行うため、農地・施設の管理・運営の在り方について検討する必要がある。

イ　工業科

○　地域や関係機関等と連携した実習や課題研究等、ものづくりを柱とした学びを通して、工業技術の基礎・基本のみならず、人間力や実践力、先を見通す力等を身に付けた技術者を育成している一方で、工業を取り巻く環境の変化への対応が求められる。

○　このため、基礎学力や基礎的・基本的な技術を身に付け、最先端の知識・技術に触れることで学び続ける意欲を持つことができるよう、地域や企業、大学等と連携しながら、技術の高度化や情報技術の発展等、社会の変化に対応した学びを推進する必要がある。

ウ　商業科

○　マーケティング、マネジメント、会計、ビジネス情報の４分野の商業に関する学びを通して、課題発見・解決する力やチャレンジする力等の実践力を育成している一方で、商業科の学習内容が中学生や保護者等に十分に理解されていない。

○　このような状況の中、経済のグローバル化やＩＣＴの急速な進展等も踏まえ、商業の４分野に関する科目を幅広く開設するとともに、地域や企業等と連携しながら、グローバル社会における国際ビジネスの進展等、社会の変化を見据えた学びを推進するほか、積極的に情報発信を行う必要がある。

エ　水産科

○　漁業、航海、食品製造、船用機関等に関する学びを通して、漁業従事者、食品加工及び船舶機関の専門家等、将来の水産業関連のスペシャリストや本県の水産業を担う人財を輩出している一方で、水産業の６次産業化・技術革新等、水産業を取り巻く環境の変化への対応が求められる。

○　このため、水産業の果たす役割や魅力を踏まえた学びを提供するとともに、「つくり育てる漁業」を含めた水産業が抱える課題の解決や水産業の活性化に向け、地域や企業、研究機関等と一体となった学びを推進する必要がある。

○　専攻科においては、海技士[15]（航海・機関）等の人財を引き続き育成する必要がある。

オ　家庭科

○　生活と福祉、服飾文化、調理等に関する学びを通して、専門的な知識・技術を身に付け、食や福祉、服飾等に関連する様々な方面に人財を輩出しているが、本県や地域の課題解決に寄与できる人財の育成が一層求められる。

○　このような状況の中、少子高齢化やライフスタイルの多様化等も踏まえ、外部人材や関係機関等の地域の教育資源を活用しながら、食や福祉、服飾等の専門分野の特色ある学びを提供するとともに、他学科との連携の推進により学びの深化を図る必要がある。

カ　看護科

○　看護に関する学びを通して、看護人財を数多く輩出している一方で、専攻科では取得できない保健師や助産師の資格、看護科の教員免許の取得を目指す生徒もおり、看護の学びを生かした幅広い進路志望の実現を支援することが求められる。

○　このような状況の中、医療を取り巻く環境の変化も踏まえ、大学や関係機関等と連携しながら、少子高齢化や医療的ケア児の増加等の社会の変化に対応した学びを提供するとともに、引き続き、専攻科と一体となった５年一貫教育による看護師養成に取り組む必要がある。

○　また、専攻科修了後の大学への円滑な接続に向け、高大連携の体制整備を進める必要がある。

---

[15] 海技士：「船舶職員及び小型船舶操縦者法」に定める大型船舶を運航するための資格を有する者。

③　総合学科

○　総合学科は、普通科等及び職業教育を主とする専門学科に並ぶ選択肢として、共通教科から専門教科まで幅広く科目を開設し、生徒の能力や適性、興味・関心等に応じた教育活動を行い、多様な進路志望に対応している。

○　また、原則として全ての生徒が入学年次に履修する「産業社会と人間」を通して、高等学校卒業後の進路を含めた自己の在り方・生き方について考えることで、将来の見通しを持った系列[16]・科目の選択や職業観・勤労観の育成につながっている。

○　一方で、小規模化による系列の選択肢の減少が課題となっているほか、他の学科との差別化が求められる。

○　これらのことから、中学校や大学、地域との連携を更に強化しながら、外部人材や関係機関等の地域の教育資源を積極的に活用し、多様な分野の学びを提供するとともに、本県の専門学科では学べない特色ある科目や系列を超えた選択科目を設定するなど、社会の変化や生徒のニーズに対応した魅力ある教育課程を編成し、総合学科としての特色を明確にする必要がある。

（２）定時制課程・通信制課程

○　定時制課程・通信制課程は、就業等のために全日制課程の高等学校に進学できない青少年に高等学校教育を受ける機会を提供する制度として設けられたが、近年は、全日制課程からの転入学者・編入学者や義務教育段階における不登校経験を有する生徒、外国につながりのある生徒等、様々な事情を抱えた生徒のほか、自分のペースで学べることに魅力を感じ、定時制課程・通信制課程を積極的に選択する生徒が在籍しており、こうした生徒に広く高等学校教育を受ける機会を提供する役割が大きくなっている。

○　今後とも、このような役割を果たしながら、生徒の多様なニーズに対応するため、多様な選択科目を開設し、魅力ある教育課程を編成するなど、多様な学びを提供するとともに、関係機関等との連携や、スクールソーシャルワーカー[17]等の専門スタッフによる支援体制の強化等、生徒一人一人へのきめ細かな指導の充実を図る必要がある。

○　定時制課程においては、様々な事情を抱えた生徒や多様な学び方のニーズに対応するため、募集人員を含めた午前部、午後部、夜間部それぞれの在り方について検討する必要がある。

○　通信制課程においては、通学が困難な生徒がスクーリングを受けやすい環境を整備するとともに、後期入学や年度中途の転入学・編入学に対応した体制を整備する必要がある。

○　さらに、従来の全日制課程、定時制課程及び通信制課程の枠組みにとらわれず、学習時間帯や教科・科目を柔軟に選択できる体制についても検討する必要がある。

---

[16] 系列：生徒の科目選択の参考となるように関連する科目をまとめたもの。

[17] スクールソーシャルワーカー：社会福祉の専門的な知識を活用し、様々な課題を抱える生徒を取り巻く環境に働きかけ、学校・家庭・地域の関係機関をつなぎ、課題解決に向けて支援する専門スタッフ。

３　学校・学科の魅力づくりに向けた教育制度

○　教育制度の充実による学校・学科の魅力づくりに向け、生徒の多様なニーズや他県の事例等を踏まえながら、中高一貫教育や全日制普通科単位制、総合選択制、コミュニティ・スクール[18]等の教育制度を活用した教育内容の充実や情報発信、導入校の拡充や見直しを含めた今後の在り方について検討する必要がある。
○　また、時代や社会の変化に対応するため、新たな教育制度の導入についても検討する必要がある。

（１）中高一貫教育

○　併設型中高一貫教育では、中学校から高等学校までの６年間の計画的・継続的な指導やキャリア教育により、生徒の資質・能力を伸長しており、高い進学実績に結び付いている一方で、近年は受検者数の減少傾向や入学動機の多様化等の課題もある。
○　このため、中高一貫教育校としての特色の明確化や魅力の発信、小学校等との連携等により、既導入校の更なる教育活動の充実や小学生・保護者等の理解促進を図る必要がある。
○　新たな設置については、これまでの効果や課題を検証し、周辺の市町村立中学校への影響や設置意義等を総合的に勘案した上で、判断する必要がある。設置する場合は、育成したい人財像を明確にする必要がある。
○　中等教育学校の新設や連携型中高一貫教育の導入については、他県における設置状況や本県におけるこれまでの導入事例等を検証した上で、併設型中高一貫教育校の新設への対応と併せて、検討する必要がある。

（２）全日制普通科単位制

○　単位制は、生徒の興味・関心や進路志望に応じて科目を選択することができる制度であり、特色ある選択科目や生徒の進度に合わせた選択科目の設定等により、多様な学びが提供され、少人数指導も可能となっている。
○　既導入校については、こうした主体的な科目選択が可能となる単位制のメリットを生かせるような指導・支援により、生徒の学習意欲を喚起する必要がある。
○　また、幅広い選択科目の設定や文系・理系に分けない教育課程の編成、大学や関係機関等との連携による学修等により、生徒や地域のニーズに応じた多様な学びを提供したり、高い水準の学力を身に付けたりすることができるよう、新たな導入についても検討する必要がある。

---

[18] コミュニティ・スクール：保護者や地域住民等が学校運営に参画する「学校運営協議会」を設置する学校であり、学校運営に地域の声を積極的に生かしながら特色ある学校づくりを進めていくことを目指すもの。なお、文部科学省によると、高等学校における「地域」の捉え方として、学区や市町村などの行政区域で地域を限定するのではなく、各校の教育方針や教育活動の範囲に応じて柔軟に考えることが必要としている。

○　なお、単位制の特性を考慮し、各校・各学科の役割や特長に応じて、普通科以外の学科に導入することも考えられる。

（３）総合選択制

○　総合選択制は、複数の学科を有する高等学校において、所属する学科の学習を基本としながら、生徒の興味・関心や進路志望に応じて、学科の枠を超えて主体的に教科・科目を選択できる制度であり、職業選択の視野を広げ、幅広い進路志望への対応が可能となっている。

○　既導入校については、生徒の進路志望等に応じた多様な選択科目を設定するなど、更なる教育活動の充実を図る必要がある。

○　新たな導入については、これまでの効果や課題を検証し、学科の専門性を生かした教育活動の更なる充実に向けた在り方を検討した上で、判断する必要がある。

（４）コミュニティ・スクール

○　コミュニティ・スクールは、学校と地域住民等が力を合わせ、教育環境の更なる充実に取り組む「地域とともにある学校」を目指すための仕組みであり、各校がそれぞれの実情に応じた委員やコーディネーター等を確保しながら、地域の視点を取り入れ、地域と一体となった魅力ある高等学校づくりを進めていく必要がある。

○　新たな導入については、既導入校における取組状況等を踏まえ、各校の目的に応じた効果的な活用等を考慮しながら検討する必要がある。

（５）入学者選抜制度

○　入学者選抜制度について、時代や社会の変化、中学生・保護者の高等学校選択におけるニーズ等を考慮しながら、選抜方法や実施時期、募集方法等、制度の在り方を検討していくことが望まれる。

第３　学校配置の方向性

１　魅力ある高等学校づくりに向けた学校配置の観点

○　こどもの数が減少している中、一定の水準を満たした教育や、誰一人取り残さないきめ細かな教育を提供することで、生徒のウェルビーイングの向上を図る必要がある。
○　また、生徒がこれからの時代に求められる力を身に付け、可能性及び能力を最大限に伸長することができる教育環境を提供する必要がある。
○　これらのことを踏まえ、魅力ある高等学校づくりに向けた学校配置の検討に当たっては、「高等学校教育を受ける機会の確保」と「充実した教育環境の整備」の２つの観点を考慮する必要がある。

（１）高等学校教育を受ける機会の確保

○　全ての生徒が夢や志の実現に向けて高等学校を選択できるような環境づくりを進める必要がある。
○　これまで地域と一体となった人財育成が進められてきたということを踏まえた学校配置とする必要がある。
○　地理的な要因等により高等学校への進学に支障が生じないよう、通学環境への配慮が必要である。

（２）充実した教育環境の整備

○　これからの時代に求められる人財の育成に向け、高等学校に求められる教育を提供できるよう、充実した教育環境を整備する必要がある。
○　特別な教育的支援を必要とする生徒や義務教育段階における不登校経験を有する生徒が増加していることを踏まえ、課程等にかかわらず、こうした様々な事情を抱えた生徒の多様な教育的ニーズに対応する必要がある。
○　生徒数が減少していく中にあっても、多様な他者との関わりを確保するため、高等学校間・学科間の連携や地域等との連携を更に推進し、高等学校教育の質の確保・向上を図る必要がある。

２　魅力ある高等学校づくりに向けた学校配置

○　「高等学校教育を受ける機会の確保」と「充実した教育環境の整備」の２つの観点を考慮し、高等学校教育を取り巻く環境の変化や教育的ニーズの多様化を見据えながら、生徒の可能性及び能力を最大限に伸長するための教育環境を提供することができる魅力ある高等学校づくりを進めるため、中・長期的な視点で計画的な学校配置に取り組む必要がある。
○　計画的な学校配置に当たっては、第２で挙げられた「ＩＣＴの活用による教育活動の充実」や「多様な主体との連携・協働」の方向性を考慮しながら、次の方向性を踏まえる必要がある。

（１）全日制課程

①　学校配置の考え方

○　これまでは、学校規模の標準[19]等を踏まえた学校配置が進められてきたが、今後は、６地区ごとに、中学校卒業予定者数の推移や産業動向、中学生のニーズ、地域の実情等を考慮し、大学進学や就職等幅広い進路選択に対応する高等学校、先進的な研究を実践する大学等を含む進学に対応する高等学校、実践的な職業教育に対応する高等学校等、様々な役割を担う高等学校を、生徒の通学環境に配慮しながら配置する必要がある。学校配置に当たっては、各校が担うそれぞれの役割に応じてより特色ある教育活動を実践することができる教育環境を提供する必要がある。

②　学校規模

○　青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針[20]では、生徒数が減少していく中にあっても、生徒一人一人がこれからの時代に求められる力を身に付けるため、特色ある教育活動を充実させるとともに、一定の学校規模を維持することとし、学校規模の標準が定められている。
○　一方で、学校規模の標準を満たさない場合であっても、生徒一人一人に目が行き届いたきめ細かな指導や、地域と密着した様々な体験活動等の実践的な学びの提供が可能となっている。
○　これらのことから、各地区における学校配置の状況や学校・市町村・地域の実情、中学生のニーズ等を踏まえ、各地区に一定規模を有する高等学校を配置しながら、きめ細かな指導が受けられ、生徒の通学環境に配慮した小規模校も配置するなど、学校規模も特色の一つと捉え、地区内に多様な高等学校を配置する必要がある。

---

[19] 学校規模の標準：基本となる学校規模　・・・　１学年当たり４学級以上
重点校の学校規模　・・・　１学年当たり６学級以上
拠点校の学校規模　・・・　一つの専門学科で１学年当たり４学級以上

[20] 青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針：青森県立高等学校将来構想検討会議の答申を踏まえ、平成３０年度からおおむね１０年間の県立高等学校の在り方を示したもの。（平成２８年８月策定・令和２年８月改定）

③　小規模校の配置

○　生徒数が減少する中にあっても、各地区における中学生の進路の選択肢を確保するため、これまでも小規模校を配置してきたところであり、小規模校を希望する生徒にとって、小規模校はセーフティネットとしての役割を果たしてきた。また、地域の未来を担う人財の育成に寄与してきた。

○　一方で、大規模校と比較すると、小規模校では、多様な生徒との関わりが少なく、人間関係が固定化されやすいほか、教員数や生徒数が少ないため、教科・科目の専門性の維持や学校単独での行事の実施が難しい場合もあること等が課題として挙げられる。

○　これらのことを踏まえ、「高等学校教育を受ける機会の確保」と「充実した教育環境の整備」の２つの観点を考慮し、今後とも小規模校の配置に配慮するとともに、配置に当たっては、地域と密着した様々な体験活動を行うなど、小規模校の特長を生かした教育活動を推進するほか、近隣の高等学校等との連携による合同授業や合同行事の実施、配信センターからの遠隔授業の実施、地域や関係機関等との共同事業体（コンソーシアム）の構築等、小規模校における教育活動の充実を図る必要がある。

○　また、地域校[21]制度については、生徒の通学環境に配慮して高等学校が配置されている一方で、募集停止の基準に該当した場合は、地域や中学生等への影響が懸念される。

○　しかし、高等学校教育の質の確保の観点からは、極端に生徒数が少なくなった場合の対応として、募集停止を検討することとなる具体的な基準を設定する必要がある。当該基準の設定に当たっては、現行の募集停止等の基準を維持するのではなく、在籍生徒数を判断基準に加えたり、学校の活性化に向けた取組期間を設定したりするなど、新たな視点による基準について検討する必要があり、協働的な学びを確保できるかという視点で人数を判断することも考えられる。

○　さらに、地域の理解と協力を得ながら、学校と地域が一体となって教育活動を推進することができる体制を整備する必要がある。

○　これらのことを踏まえ、通学環境に配慮した高等学校を配置するため、当該高等学校の配置基準を含めた制度の在り方を検討するとともに、学校と地域が一体となった教育活動を推進する必要がある。

○　なお、募集停止をすることとなった場合の対応として、通学が困難となる生徒に対する通学手段の確保・通学支援等について検討する必要がある。

---

[21] 地域校：学校規模の標準を満たさない高等学校のうち、募集停止等により高等学校への通学が困難な地域が新たに生じることとなる高等学校であり、地域における通学状況を考慮した上で配置している。なお、青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針では、地域校への対応として、募集停止等の基準を以下のとおり定めている。

- ２学級規模の地域校については、入学者数が１学級規模の募集人員である４０人以下の状態が２年間継続した場合、原則として翌年度に１学級規模とする。
- １学級規模の地域校については、募集人員に対する入学者数の割合が２年間継続して２分の１未満となった場合、募集停止等に向けて、当該高等学校の所在する市町村等と協議する。

（２）定時制課程・通信制課程

○　特別な教育的支援を必要とする生徒や義務教育段階における不登校経験を有する生徒、外国につながりのある生徒等、様々な事情を抱えた生徒のほか、自分のペースで学べることに魅力を感じ、定時制課程・通信制課程を積極的に選択する生徒の入学者数が増加傾向にある。また、全日制課程からの進路変更等に伴う転入学者・編入学者等も多く在籍している。

○　こうした様々な事情を抱えた生徒や多様な学び方のニーズに対応するため、現状の配置を基本としつつ、全日制課程と合わせた学校配置を含め、拡充についても検討する必要がある。

３　学校配置と合わせて検討すべき事項

○　「魅力ある高等学校づくりに向けた学校配置」の検討に当たっては、本県の産業動向等を踏まえるとともに、生徒の進路志望の多様化や高等学校教育を取り巻く環境の変化を見据えた再編の方法のほか、学級編制の在り方や生徒の通学手段の確保・通学支援等についても検討する必要がある。

○　また、具体的な取組を進めるに当たっては、市町村や地域等からの理解を得られるよう取り組むとともに、市町村や地域等から協力を得ながら人的・予算的な対応についても考慮する必要がある。

（１）再編の方法等

○　教育環境の充実に向けた学校配置としては、学科の統合や異なる学科の高等学校の統合のほか、社会の変化を見据えた学びを提供できるような学科の設置、キャンパス制の導入、教育活動の充実に向けた中学校等との併設等が考えられる。

○　学科の統合や異なる学科の高等学校の統合に当たっては、これまで行ってきた統合の効果や課題を踏まえるとともに、地域の学校配置の状況も考慮しながら、各校・各学科の特色を生かしつつ新たな学びの創出が可能であるかといった観点でも検討する必要がある。

○　また、本県の基幹産業に関する学科の学びを維持するため、単独校として配置することが難しい場合には、統合等により配置することも考えられる。

（２）学級編制

○　高等学校の学級編制は、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律により、１学級の生徒数は４０人を標準とすることとなっているが、本県では、普通科を有する一部の２学級規模の高等学校や、農業科・工業科・水産科を有する高等学校等において、少人数学級編制が実施されている。

○　少人数学級編制とすることで、多様な生徒への対応の充実につながるとともに、実習や課題研究において、危険を伴う作業等であっても教員の目が行き届き安全面において有効であるなど、きめ細かな指導が可能となっている。

○　今後は、少人数学級編制の効果的な実施に向けて、実施校における効果や課題等を検証するとともに、各校の特色を踏まえた学級編制や実施校の拡充について検討する必要がある。

○　なお、少人数学級編制のほか、単位制の導入により、生徒の興味・関心や進路志望等に応じた選択科目を設定することで、少人数指導も可能となることを踏まえ、各校・各学科の特長に応じて、少人数学級編制の実施や単位制の導入を検討することも考えられる。

（３）通学手段の確保・通学支援

○　公共交通機関の利便性等の変化による生徒の通学環境への影響や、遠方から通学している生徒の通学時間及び通学費の負担等が課題となっている。

○　このため、県と市町村や交通事業者等とが連携し、公共交通機関の増便やダイヤの改正、スクールバスの運行や寮の整備、通学費や下宿代の補助等、生徒の通学手段の確保・通学支援の充実に向けた対応を検討する必要がある。

○　なお、通学手段の確保・通学支援に当たっては、地域公共交通への影響を考慮する必要がある。

第４　地域等の理解と協力の下での魅力ある高等学校づくり

○　生徒がこれからの時代に求められる力を身に付け、可能性及び能力を最大限に伸長することができる教育環境を提供するため、学校、地域、保護者、企業、県教育委員会等の県全体が一体となって魅力ある高等学校づくりを進めるとともに、地域等の理解と協力の下で、高等学校教育改革を進める必要がある。

○　「充実した教育環境の整備」と「各地域の実情への配慮」の２つの点に留意し、高等学校教育を推進するため、市町村等と緊密な連携を図るとともに、高等学校教育改革に関する情報を広く提供し、多くの意見を伺いながら、県民の理解と協力の下、実施計画が策定され、現在、魅力ある高等学校づくりに向けた取組が進められている。

○　今後も魅力ある高等学校づくりに向け、様々な機会を捉えて地域等の意見を伺いながら実施計画を策定する必要がある。

○　具体的には、市町村やＰＴＡ等と意見交換する場を設定し、あらかじめ地区の具体的な学校配置等について意見を伺うとともに、実施計画等について、広く県民へ説明し意見を伺う場を設定したり、パブリック・コメントを実施したりする必要がある。

○　また、統合を行う場合には、統合の対象となる高等学校の関係者等により、統合校の教育活動の充実に向けた検討を行う必要がある。

おわりに

青森県立高等学校魅力づくり検討会議は、延べ３８回にわたる会議（検討会議８回、第１分科会６回、第２分科会５回、地区部会１９回）を開催し、多くの委員の知見を結集してきた。

この間、各市町村、県小学校長会、県中学校長会、県高等学校長協会、ＰＴＡ、産業界関係者への意見聴取、県内１３校の学校視察、高等学校教育に関する意識調査等を通して、本県高等学校教育の現状と課題の把握に努め、多角的な視点から審議・検討を重ねてきた。

また、「青森県立高等学校魅力づくり検討会議におけるこれまでの検討状況（中間まとめ）」の公表の際には、地区懇談会や意見募集等を通して、広く御意見を伺うなど、多くの県民の皆様の御理解と御協力を得ながら、約２年間にわたる審議・検討を経て、これから高等学校教育を受けるこどもたちにとって望ましい方向性について示すことができた。

この検討結果報告を踏まえ、県教育委員会において、令和１０年度以降の県立高等学校教育改革の基本的な考え方を整理し、魅力ある高等学校づくりに向けた具体的な取組を推進することとなるが、検討結果報告の締めくくりとして以下の３つの点について提言したい。

第一に、各校における教育活動全体の魅力づくりに向けた人的・予算的な対応についてである。各校における教育活動の更なる充実を図るためには、各校の特色を生かした取組の推進、ＩＣＴの活用、特別な教育的支援を必要とする生徒への対応等に加え、多様な主体との連携・協働が必要であることは前述のとおりであるが、こうした取組を進めるに当たっては、教員や専門スタッフの配置の充実、安定的かつ継続的な財源の確保等、人的・予算的な対応が必要不可欠である。県教育委員会には、各校が充実した教育活動を展開できるよう十分に支援していただきたい。

第二に、学校における働き方改革の推進についてである。教員は公教育の要であり、教職生涯を通じて学び続け、こどもたち一人一人の学びを最大限に引き出す役割を担っている。このため、教員が心身ともに充実した状態で、こどもたちと向き合うことのできる時間を十分に確保し、より効果的な教育活動を行うことができる環境を整備する必要がある。学校における働き方改革の推進に当たっては、学校、地域、保護者、企業、県教育委員会等の県全体が一体となって取組を進めることが重要である。特に、県教育委員会には、教員が自らの人間性や創造性を高め、能力や専門性を最大限に発揮し、生き生きと日々の教育活動に取り組むことができるよう、教員の業務の負担軽減を図るなど、学校における働き方改革の取組を加速していただきたい。

第三に、入学者選抜制度についてである。社会が急激に変化し、中学生の進路志望の多様化が進むなど、こどもたちを取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえると、選抜方法や実施時期等を柔軟に変えるなど、中学生にとってより良い制度となるよう、入学者選抜制度の在り方を検討していただきたい。

以上３点に共通しているのは「こどもたちにより良い教育環境を整えたい」という我々の強い思いが前提となっていることである。教育についてはそれぞれの経験や考え方に基づく様々な意見があってしかるべきであり、本検討会議においても異なる角度から多様な意見があった。我々の「こどもたちのために」という思いは一致しており、このことは我々のみならず、県民一人一人が抱いている共通の思いであろう。

今後、更なる生徒数の減少が見込まれている中、魅力ある高等学校づくりに当たっては、高等学校が単独で充実した教育活動を展開していくには限界があり、学校、地域、保護者、企業、県教育委員会等が横断的に連携することが必要不可欠である。本検討会議においても幾度となく話題に上がった「連携」は、魅力ある高等学校づくりを進める上でのキーワードとなり得るものであり、多様な主体との連携・協働を図りながら、県全体が一体となって魅力ある高等学校づくりに向けた取組を進めることが求められる。

県民の皆様の御理解と御協力を得ながら、本検討結果報告書の趣旨を踏まえた取組が進められ、本県高等学校教育のより一層の充実に資することを切に願っている。

最後に、審議に当たって御意見をいただいた市町村教育委員会教育長、県小学校長会、県中学校長会、県高等学校長協会、県商工会議所連合会、学校視察等で多大な御協力をいただいた各高等学校、地区懇談会や意見募集において御意見をお寄せくださった方々をはじめ、本検討会議の審議に御協力いただいた関係各位に対し、改めて深甚なる敬意と感謝の念を表する。

附　属　資　料

資料１　検討依頼書 ２４

資料２　青森県立高等学校魅力づくり検討会議設置要綱 ２７

資料３　青森県立高等学校魅力づくり検討会議委員名簿 ３０

資料４　審議経過 ３６

資料５　各地区部会の検討過程における主な意見 ４０

資料１　検討依頼書

青 教 高 第 ９ ７ 号
令和５年５月２９日

青森県立高等学校魅力づくり検討会議議長　殿

青森県教育委員会教育長

令和１０年度以降の魅力ある県立高等学校の在り方について

このことに関する次の事項について、理由を添えて検討を依頼します。

１　これからの時代に求められる力を育む学校・学科の充実について

２　生徒一人一人に充実した教育環境を提供するための学校配置について

理　由　書

県教育委員会では、社会や時代の変化に対応した高等学校教育改革を推進してきたところであり、現在は、青森県立高等学校将来構想検討会議の答申（平成２８年１月）を踏まえて策定した青森県立高等学校教育改革推進計画により、「充実した教育環境の整備と各地域の実情への配慮」、「『オール青森』の視点による取組」及び「県民の理解と協力の下での計画策定」の考え方を踏まえ、①学校・学科の充実、②計画的な学校配置、③魅力ある高等学校づくりなどの取組を進めているところです。

このような中、人口減少や社会のグローバル化、経済や生活環境の変化、価値観の変化・多様化が進み、本県の教育を取り巻く環境の更なる変化が見込まれています。

本県の子どもたちが、変化し続ける社会に対応するために必要となる力を身に付け、未来を切り拓き、豊かな人生を送るとともに持続可能な社会の創り手となることができるよう、学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための「魅力ある高等学校づくり」を更に推進する必要があります。

以上のことから、令和１０年度以降の魅力ある県立高等学校の在り方に関する「これからの時代に求められる力を育む学校・学科の充実」と「生徒一人一人に充実した教育環境を提供するための学校配置」について、次のとおり検討をお願いするものです。

１　これからの時代に求められる力を育む学校・学科の充実について

近年では、高等学校進学率が９９％を超え、生徒の能力、適性、興味・関心、進路志望等が多様化している中で、高等学校教育の質の確保・向上を図るため、重点校・拠点校と各高等学校との連携や多様な教育制度の導入等に取り組んできました。

このような中、これまで以上に多様化する生徒の学習ニーズに対応するとともに、社会のグローバル化や情報化等、高等学校を取り巻く環境の変化や本県の産業構造等を踏まえた、学校・学科の更なる充実が求められております。

このため、これからの時代に求められる力を育む学校・学科の充実の方向性について、検討する必要があります。

２　生徒一人一人に充実した教育環境を提供するための学校配置について

これまで、中学校卒業者数が減少する中にあっても、高等学校教育を受ける機会の確保と充実した教育環境の整備の観点を踏まえ、一定規模以上の高等学校を配置するとともに、できるだけ地域の高等学校を存続するなど、地域の実情等を考慮しながら柔軟な学校配置を行ってきました。

今後、中学校卒業者数の更なる減少が見込まれる中においても、生徒がこれからの時代に求められる力を身に付けるための学びを提供できる教育環境の整備が求められております。

このため、生徒一人一人に充実した教育環境を提供するための学校配置の方向性について、検討する必要があります。

資料２　青森県立高等学校魅力づくり検討会議設置要綱

（設置）

第１　本県の子どもたちの夢や志の実現に向けた令和１０年度以降の県立高等学校の在り方を検討するため、青森県立高等学校魅力づくり検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２　検討会議は、青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が検討を依頼する次の事項について調査審議し、教育長に報告する。

（１）これからの時代に求められる力を育む学校・学科の充実について

（２）生徒一人一人に充実した教育環境を提供するための学校配置について

（検討会議）

第３　検討会議は２５人以内の委員で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

（１）学識経験者

（２）教育関係者

（３）前二号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

３　検討会議に議長及び副議長各１人を置く。

４　議長及び副議長は、委員の互選による。

５　議長は、会議を主宰する。

６　副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

（分科会）

第４　検討会議に、次の表の右欄に掲げる事項を調査検討するため、左欄に掲げる分科会を置く。

名　　称	調　査　検　討　事　項
第１分科会	これからの時代に求められる力を育む学校・学科の充実について
第２分科会	生徒一人一人に充実した教育環境を提供するための学校配置について

２　分科会は、調査検討した結果を検討会議に報告する。

３　分科会は、検討会議の委員（議長及び副議長を除く。）及び専門委員（以下「検討会議委員等」という。）で構成し、検討会議の委員が所属する分科会は議長が指定する。

４　専門委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

（１）教育関係者

（２）関係行政機関の職員

（３）前二号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

５　分科会に分科会長及び分科会副会長各１人を置く。
６　分科会長及び分科会副会長は、検討会議委員等の互選による。
７　分科会長は、分科会を主宰する。
８　分科会副会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるとき、又は分科会長が欠　けたときは、その職務を代理する。

（地区部会）
第５　検討会議に、次に掲げる地区部会を置く。
（１）東青地区部会
（２）西北地区部会
（３）中南地区部会
（４）上北地区部会
（５）下北地区部会
（６）三八地区部会
２　地区部会は、検討会議又は分科会からの求めに応じて、地区の意見をとりまとめ、報告する。
３　各地区部会は、１０人以内の地区部会委員で組織する。
４　地区部会委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。
（１）学識経験者
（２）教育関係者
（３）前二号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者
５　地区部会に地区部会長及び地区部会副会長各１人を置く。
６　地区部会長及び地区部会副会長は、地区部会委員の中から議長が指名する。
７　地区部会長は、地区部会を主宰する。
８　地区部会副会長は、地区部会長を補佐し、地区部会長に事故あるとき、又は地区部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）
第６　第３から第５までに規定する委員等の任期は、委嘱した日から令和７年３月３１日までとする。

（会議）
第７　検討会議は、教育長が招集する。
２　検討会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
３　検討会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）
第８　議長は、必要があるときは、検討会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

（準用規定）
第９　第７及び第８の規定は、分科会及び地区部会の会議に準用する。

（庶務）
第10　検討会議、分科会及び地区部会の庶務は、青森県教育庁高等学校教育改革推進室において処理する。

（その他）
第11　この要綱に定めるもののほか、検討会議、分科会及び地区部会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則
この要綱は、令和５年４月１８日から施行する。

資料３　青森県立高等学校魅力づくり検討会議委員名簿

（五十音順　敬称略）

委　員　名	役　職　等	備　考
石　岡　　由美子	陸奥新報社 編集局報道部長	
岩　川　　亘　宏	前県立三本木高等学校 校長	
大　瀬　　幸　治	県立五所川原高等学校 校長	
葛　西　　崇	青森県商工会議所連合会 常任幹事	
葛　西　　孝　之	青森県高等学校ＰＴＡ連合会 顧問	
香　取　　真　理	青森公立大学 教授・図書館長	議長 （R6.9.2～）
菊　地　　建　一	元県立弘前中央高等学校 校長	
木　村　　和　彦	デーリー東北新聞社 取締役編集局長	
木　村　　信　一	前青森市立浦町中学校 校長	R5.5.29～R6.3.31
工　藤　　裕　司	青森市教育委員会 教育長	
小　泉　　朋　雄	県立三本木農業恵拓高等学校 校長	R6.5.1～
甲　田　　一　博	前青森県農業経営士会 会長	
郡　　千寿子	武庫川女子大学 副学長	議長 （R5.5.29～R6.6.28）
近　藤　　鉄　也	青森市立浪打中学校 校長	R6.4.18～
里　村　　智　彦	八戸聖ウルスラ学院高等学校 校長	
高　橋　　英　樹	県立青森高等学校 校長	副議長
中　村　　拓　也	青森市漁業協同組合 奥内漁業研究会 会長	
中　村　　佐	元県立五所川原高等学校 校長	
中　村　　豊	前県立三本木農業恵拓高等学校 校長	R5.5.29～R6.3.31
花　松　　憲　光	青森県工業会 事務局長	
前　田　　済	元県立青森東高等学校 校長	
村　本　　卓	八戸学院大学 地域経営学部長	
山　本　　隆　悦	元県立野辺地高等学校 校長	
横　岡　　千和子	青森県ＰＴＡ連合会 会長	
吉　川　　康　久	青森県生涯学習審議会 副会長	
米内山　　裕	元県立八戸西高等学校 校長	

＜第１分科会＞

（五十音順　敬称略）

	委員名	役職等	備考
検討会議委員	岩川　亘宏	前県立三本木高等学校 校長	
	葛西　崇	青森県商工会議所連合会 常任幹事	分科会副会長（R5.5.29～R6.9.1） 分科会長（R6.9.2～）
	香取　真理	青森公立大学 教授・図書館長	分科会長 （R5.5.29～R6.9.1）
	木村　和彦	デーリー東北新聞社 取締役編集局長	
	小泉　朋雄	県立三本木農業恵拓高等学校 校長	R6.5.1～
	甲田　一博	前青森県農業経営士会 会長	
	里村　智彦	八戸聖ウルスラ学院高等学校 校長	
	中村　拓也	青森市漁業協同組合奥内漁業研究会 会長	
	中村　豊	前県立三本木農業恵拓高等学校 校長	R5.5.29～R6.3.31
	花松　憲光	青森県工業会 事務局長	
	前田　済	元県立青森東高等学校 校長	分科会副会長 （R6.9.2～）
	米内山　裕	元県立八戸西高等学校 校長	
専門委員	及川　正顕	県農林水産部 次長	R5.5.29～R6.3.31
	長内　和人	旧県商工労働部 次長	R5.5.29～R6.3.31
	柿崎　朗	県立青森第二高等養護学校 校長	
	川野　優子	県立青森中央高等学校 校長	
	北城　高広	前県立弘前工業高等学校 校長	R5.5.29～R6.3.31
	工藤　和樹	県立弘前工業高等学校 校長	R6.5.1～
	栗林　豊	県農林水産部 次長	R6.5.1～
	小森　直樹	県立三本木高等学校 校長	
	坂上　佳苗	県立北斗高等学校 校長	
	田中　正也	県立青森商業高等学校 校長	
	種市　朋哉	県立八戸北高等学校 校長	
	山口　郁彦	県経済産業部 次長	R6.5.1～

＜第２分科会＞

（五十音順　敬称略）

	委　員　名	役　職　等	備　考
検討会議委員	石　岡　　由美子	陸奥新報社 編集局報道部長	
	大　瀬　　幸　治	県立五所川原高等学校 校長	
	葛　西　　孝　之	青森県高等学校ＰＴＡ連合会 顧問	
	菊　地　　建　一	元県立弘前中央高等学校 校長	
	木　村　　信　一	前青森市立浦町中学校 校長	分科会副会長 （R5.5.29～R6.3.31）
	工　藤　　裕　司	青森市教育委員会 教育長	
	近　藤　　鉄　也	青森市立浪打中学校 校長	分科会副会長 （R6.4.18～）
	中　村　　佐	元県立五所川原高等学校 校長	
	村　本　　卓	八戸学院大学 地域経営学部長	分科会長
	山　本　　隆　悦	元県立野辺地高等学校 校長	
	横　岡　　千和子	青森県ＰＴＡ連合会 会長	
	吉　川　　康　久	青森県生涯学習審議会 副会長	
専門委員	奥　田　　昌　範	県交通・地域社会部 次長	R6.4.18～
	島　元　　力	県立弘前中央高等学校 校長	
	志　村　　博	県立百石高等学校 校長	
	千　葉　　雄　文	旧県企画政策部 次長	R5.5.29～R6.3.31
	豊　島　　信　幸	前県総務部 次長	R5.5.29～R6.3.31
	中　川　　伸　吾	県立八戸水産高等学校 校長	
	檜　山　　和　宏	県財務部 次長	R6.4.18～

＜東青地区部会＞

（五十音順　敬称略）

委　員　名	役　職　等	備　考
今　別　　幸　司	青森市立南中学校 校長	
岡　　一　仁	県立青森西高等学校 校長	
小田桐　　世　長	前県立青森南高等学校 教頭	R5.5.29～R6.3.31
賀　田　　州　一	青森市立南中学校ＰＴＡ 会長	
菊　池　　真理子	県立青森東高等学校 教頭	R6.5.1～
工　藤　　裕　司	青森市教育委員会 教育長	地区部会副会長
斉　藤　　雅　美	あおもりＮＰＯサポートセンター 理事長	
前　田　　済	元県立青森東高等学校 校長	地区部会長
三　浦　　基	青森商工会議所青年部 監事	
棟　方　　丈　博	青森市立古川中学校ＰＴＡ 会長	

＜西北地区部会＞

（五十音順　敬称略）

委　員　名	役　職　等	備　考
児　玉　　恵　昭	深浦町立深浦小学校ＰＴＡ	
齋　藤　　実	前県立木造高等学校 教頭	R5.5.29～R6.3.31
佐々木　　勝　規	五所川原市立五所川原第一中学校 校長	
佐々木　　邦　和	五所川原商工会議所青年部 副会長	
竹　浪　　尚　志	五所川原市立五所川原第三中学校ＰＴＡ 会長	
玉　井　　勝　弘	県立五所川原農林高等学校 校長	
田　村　　博　文	県立鰺ヶ沢高等学校 教頭	R6.5.1～
中　村　　佐	元県立五所川原高等学校 校長	地区部会長
奈　良　　陽　子	子どもネットワーク・すてっぷ 代表理事	
原　　真　紀	五所川原市教育委員会 教育長	地区部会副会長
山　谷　　光　寛	つがる市教育委員会 教育長	R6.3.14～

＜中南地区部会＞

（五十音順　敬称略）

委　員　名	役　職　等	備　考
池　田　　守　臣	黒石市連合ＰＴＡ 会長	
岩　渕　　智　恵	弘前市立船沢中学校 校長	
大　西　　晶　子	ＳＥＥＤＳ ＮＥＴＷＯＲＫ 理事長	
菊　地　　建　一	元県立弘前中央高等学校 校長	地区部会長
古　川　　浩　樹	県立弘前高等学校 校長	
中　村　　好　孝	弘前商工会議所青年部 会長	R5.5.29～R6.5.16
奈　良　　拓　昌	平川市立平賀東小学校ＰＴＡ	
成　田　　圭　介	弘前商工会議所青年部 副会長	R6.5.17～
藤　田　　明　彦	前県立弘前実業高等学校 教頭	R5.5.29～R6.3.31
吉　岡　　智	県立弘前実業高等学校 教頭	R6.5.1～
吉　田　　健	弘前市教育委員会 教育長	地区部会副会長

＜上北地区部会＞

（五十音順　敬称略）

委　員　名	役　職　等	備　考
今　泉　　利江子	十和田商工会議所女性会 理事	R6.3.14～
岩　川　　亘　宏	前県立三本木高等学校 校長	地区部会長
蛯　沢　　達　彦	十和田商工会議所青年部 副会長	R6.5.17～
太　田　　浩　之	三沢市立堀口中学校 校長	
小笠原　　理　高	前県立七戸高等学校 教頭	R5.5.29～R6.3.31
小　倉　　民　生	県立野辺地高等学校 校長	R6.5.1～
黒　田　　真　之	十和田商工会議所青年部 監事	R5.5.29～R6.5.16
新　堂　　善　史	三沢市立岡三沢小学校ＰＴＡ 副会長	
濱　端　　美奈子	県立三沢商業高等学校 教頭	R6.5.1～
前　田　　智　子	ちーむ野ｏｐｅｎ 代表	
前　野　　幸　子	六戸町立七百中学校ＰＴＡ	R5.5.29～R6.6.12
丸　井　　英　子	十和田市教育委員会 教育長	地区部会副会長
三　浦　　真	前県立三沢商業高等学校 校長	R5.5.29～R6.3.31
向　井　　香奈子	野辺地町立野辺地中学校ＰＴＡ	R6.6.13～

＜下北地区部会＞

（五十音順　敬称略）

委　員　名	役　職　等	備　考
阿　部　　謙　一	むつ市教育委員会 教育長	地区部会副会長
岩　渕　　崇	むつ市連合ＰＴＡ 会長	
小山内　　秀　樹	県立田名部高等学校 教頭	
折　舘　　渉	東通村立東通中学校 校長	
小　寺　　将　太	ｔｓｕｍｕｇｕ 代表理事	
坂　部　　大　介	むつ市立大畑小学校ＰＴＡ 会長	R6.3.14～
佐　藤　　俊　介	むつ商工会議所青年部 監事	
千　葉　　栄　美	前県立大湊高等学校 校長	R5.5.29～R6.3.31
野　中　　貴　健	むつ市立大畑中学校ＰＴＡ	R5.5.29～R6.6.12
野　呂　　政　幸	県立むつ工業高等学校 校長	R6.5.1～
畑　中　　貢	東通村立東通中学校ＰＴＡ	R6.6.13～
山　本　　隆　悦	元県立野辺地高等学校 校長	地区部会長

＜三八地区部会＞

（五十音順　敬称略）

委　員　名	役　職　等	備　考
五十嵐　　淳	サンノヘエール 代表	
伊　崎　　己　治	八戸市立白山台中学校 校長	R6.5.17～
久　保　　隆　明	八戸市立第一中学校ＰＴＡ	
齋　藤　　信　哉	八戸市教育委員会 教育長	地区部会副会長
佐　藤　　努	県立八戸工業高等学校 校長	
竹　花　　和　人	前八戸市立根城中学校 校長	R5.5.29～R6.3.31
富　岡　　朋　尚	八戸市立根城中学校ＰＴＡ 会長	
中　野　　正　信	八戸商工会議所青年部 副会長	
畑　井　　和　人	県立八戸高等学校 教頭	
米内山　　裕	元県立八戸西高等学校 校長	地区部会長

資料４　審議経過

＜検討会議＞

回	年 月 日	内 容
1	令和 5年 5月29日	（全体会） ○議長等選出、検討依頼 ○県立高等学校教育改革のこれまでの取組 ○高等学校教育改革を巡る動向［講演］ ○これからの本県高等学校教育に求めること・魅力づくりに必要なこと
2	令和 5年 7月 7日	○学校・学科・教育制度等の現状 ○本県高等学校における教育活動の状況［実践発表］ ○第１分科会での調査検討に当たって必要な視点（第１分科会への調査検討指示）
3	令和 6年 2月28日	○学校視察について［報告］ ○高等学校教育に関する意識調査について［報告］ ○学校・学科の充実の方向性について（第１分科会報告） ○これからの本県高等学校教育に求めること ○第２分科会での調査検討に当たって必要な視点（第２分科会への調査検討指示）
4	令和 6年 9月 2日	○学校配置の方向性について（第２分科会報告） ○第１分科会報告及び第２分科会報告を踏まえた全体の整理について
5	令和 6年10月 7日	○第１分科会報告及び第２分科会報告を踏まえた全体の整理について
6	令和 6年10月28日	○青森県立高等学校魅力づくり検討会議におけるこれまでの検討状況（中間まとめ案）について ○「中間まとめ」に関する意見募集等について
7	令和 7年 1月27日	○県民からの意見募集等の結果について［報告］ ○検討結果報告（案）
8	令和 7年 2月20日	○検討結果報告

＜第１分科会＞

回	年 月 日	内 容
1	令和 5年 5月29日	（全体会）
2	令和 5年 8月 7日	○これまでの検討会議における検討状況について ○第１分科会における調査検討の進め方について ○学校・学科の在り方（各学科の現状と今後の方向性）について
3	令和 5年 9月 4日	○学校・学科の在り方（各学科の現状と今後の方向性）について
4	令和 5年10月 5日	○高等学校教育に関する意識調査（速報）及び県小学校長会・県中学校長会への意見照会結果について ○学校・学科の在り方について
5	令和 5年11月 6日	○学校・学科の充実の方向性（整理案）【たたき台】について
6	令和 6年 2月 1日	○各地区部会での検討結果について［報告］ ○学校・学科の充実の方向性（整理案）について ○第２分科会での検討に関連する事項について

＜第２分科会＞

回	年 月 日	内 容
1	令和 5年 5月29日	（全体会）
2	令和 6年 3月21日	○学校・学科の充実の方向性について（第１分科会報告） ○第２分科会における調査検討の視点と進め方について ○学校配置の方向性等の検討
3	令和 6年 4月18日	○学校配置の方向性等の検討
4	令和 6年 5月29日	○学校配置の方向性（整理案）【たたき台】について
5	令和 6年 8月 2日	○各地区部会での検討結果について［報告］ ○学校配置の方向性（整理案）について

＜地区部会＞

回	年 月 日	内 容
1	令和 5 年 5 月 29 日	（全体会）
2	〔東青地区〕令和 5 年 12 月 20 日 〔西北地区〕令和 5 年 12 月 14 日 〔中南地区〕令和 5 年 12 月 12 日 〔上北地区〕令和 5 年 12 月 18 日 〔下北地区〕令和 5 年 12 月 19 日 〔三八地区〕令和 5 年 12 月 21 日	○地区部会における検討の進め方について ○学校・学科の充実の方向性（整理案）【たたき台】について
3	〔東青地区〕令和 6 年 6 月 27 日 〔西北地区〕令和 6 年 6 月 27 日 〔中南地区〕令和 6 年 6 月 25 日 〔上北地区〕令和 6 年 6 月 24 日 〔下北地区〕令和 6 年 6 月 26 日 〔三八地区〕令和 6 年 6 月 28 日	○地区部会における検討の進め方について ○学校配置の方向性（整理案）【たたき台】について
4	〔東青地区〕令和 6 年 11 月 19 日 〔西北地区〕令和 6 年 11 月 18 日 〔中南地区〕令和 6 年 11 月 19 日 〔上北地区〕令和 6 年 11 月 26 日 〔下北地区〕令和 6 年 11 月 21 日 〔三八地区〕令和 6 年 11 月 20 日	○青森県立高等学校魅力づくり検討会議におけるこれまでの検討状況（中間まとめ）について

＜高等学校教育に関する意識調査＞

１　調査の目的

本県高等学校教育の現状と課題を踏まえ、今後の高等学校教育の在り方について検討していくための資料を得ることを目的とする。

２　調査対象者

中学生、高校生、保護者、教員、市町村関係者、県内企業

３　調査期間

令和５年７月３日　～　令和５年７月14日

＜学校視察＞

地　区	年 月 日	視 察 先
東青地区	令和５年９月４日	北斗高等学校
	令和５年10月５日	青森高等学校
	令和５年12月20日	青森商業高等学校
西北地区	令和５年12月14日	鰺ヶ沢高等学校、五所川原農林高等学校
中南地区	令和５年12月12日	黒石高等学校、弘前実業高等学校
上北地区	令和５年12月18日	三本木高等学校、十和田工業高等学校
下北地区	令和５年12月19日	田名部高等学校、大湊高等学校
三八地区	令和５年12月21日	名久井農業高等学校、八戸水産高等学校

＜中間まとめに関する地区懇談会＞

地　区	年 月 日	会　場	参 加 者 数
東青地区	令和６年11月22日	県民福祉プラザ	６人
西北地区	令和６年11月18日	五所川原市中央公民館	１０人
中南地区	令和６年11月19日	弘前市民文化交流館	５人
上北地区	令和６年11月25日	十和田商工会議所会館	２人
下北地区	令和６年11月21日	むつ来さまい館	６人
三八地区	令和６年11月20日	八戸総合卸センター	６人

資料５　各地区部会の検討過程における主な意見

資料４にもあるとおり、地区部会では、
①　学校・学科の充実の方向性（整理案）【たたき台】
②　学校配置の方向性（整理案）【たたき台】
③　青森県立高等学校魅力づくり検討会議におけるこれまでの検討状況（中間まとめ）
について、各地区の実情に応じた視点による意見集約をしていただいたものであり、本資料にはこれらの意見を掲載している。
なお、地区部会で挙げられた意見のうち、県全体の視点による意見については、各分科会報告及び中間まとめに含まれているため、掲載は省略している。

１　東青地区部会

（１）学校・学科の充実の方向性に関する意見

○　青森市ではねぶたアート等のアートに関する取組が進められようとしているほか、県内に美術館が５つもある都道府県は少ないため、その特長を生かすべきである。これらを踏まえ、県内の美術館で働く人財を地元で育成したり、美術を好きなこどもたちを青森県に呼び込んだりすべき。

○　青森市のホタテ養殖業者の多くが被害にあったほか、陸奥湾における水産業の話題が多く取り上げられているにもかかわらず、東青地区に水産業に関する学科がなく、水産業に関する課題を解決するための人財を育成する場がないことは不安である。

○　東青地区において、こどもたちが本当にやりたいことを追求できる学びの場を提供するような特色ある取組を行えば、全国から生徒を集められると考える。

○　東青地区においては、交通の利便性など、地区の持つ利点を生かしながら、幅広く生徒を募集することも考えられる。

○　青森市の中学生は情報端末等を活用した学習に慣れており、その特長を生かすべき。ＩＣＴについては、教員が対応できていない現状があるが、小・中学校では、青森市内でＡＩ型ドリル教材の活用などについて検討していくので、高校においてもＩＣＴの活用を進めてほしい。

○　青森市では全ての小・中学校で教室に入ることができないこどもたちを対象に、校内教育支援センターで教室の授業をオンラインで見ながら自習するなどの取組を行っている。高校でもそのような取組を進める必要がある。

○　学習と部活動の両面から、６年間の継続的な指導を行える中高一貫教育の効果は非常に高いと考えられるため、青森市内にも中高一貫教育校を配置してほしい。

○　東青地区において、小・中学校との連携が進められていることに加え、コミュニティ・スクールの制度が確立されていることから、東青地区全体で小中高の縦の連携を進めることも重要である。

○　こどもたちに充実した学びを提供していくためには、多くの地域の人との関わりが必要であり、地域に１校のみ配置されている高校では、自治体が総務省にコーディネーターの派遣を要請しているが担い手が少なく、大学の協力を得てコーディネーターを斡旋してもらうといった連携も行っている。複数高校が配置される市部では、こういった大学との連携も参考としながら、東青地区でも可能となればよい。

（２）学校配置の方向性に関する意見

○　東青地区において、職業学科や総合学科の配置は妥当だと思う。

○　中学生は、県立高校の看護科を志望する場合、黒石高校への進学しか選択肢がない。県立中央病院と青森市民病院の統合により、医療の面でも青森市が中心になっていく動きがある中、新設される病院の近くに看護科や、薬学系の大学進学を見据えた学科を有する高校を配置してもよいと考える。

○　東青地区には、他地区にはない特色が様々あることから、東青地区の良さを再認識し、アピールできる人財の育成に重点を置いた学科を設置すべき。また、青森市は陸奥湾に面していることから、水産業に関わる学科があっても良いと考える。

○　授業を受けたくても受けられない生徒への対応として、文部科学省では遠隔教育の一層の推進を図っている。東青地区でも大規模校が多いという強みを生かし、全ての生徒に教育を提供できるような方法を考えていきたい。

○　外ヶ浜町や今別町では電車の運行がなくなり、通学手段がバスのみとなっている。私立高校へ通学する同地域のこどもたちは私立高校が運行するスクールバスを利用しているが、県立高校へ通学する同地域のこどもたちは通学に大変な労力が必要となっているため、県立高校もスクールバスを運行してほしい。

２　西北地区部会

（１）学校・学科の充実の方向性に関する意見

○　西北地区では、私立高校の通信制やアシストクラスを希望するこどもたちが多くなってきているように感じており、今後、西北地区の県立高校としても、多様な生徒を受け入れる環境を整備する必要がある。

○　地域としては、県教育委員会が設定した重点校、拠点校、地域校という指定が普通科を強調しているように聞こえ、総合学科等の各校の魅力を阻害することにつながっているのではないかと危惧している。また、重点校、拠点校、地域校の名称を変更あるいは廃止するべきではないか。

（２）学校配置の方向性に関する意見

○　深浦地区から通える西津軽郡と北津軽郡には、県立高校は２校しかないことを十分に考慮してほしい。

○　一定の教育水準を保つためにも、西北地区の進学校である五所川原高校を４学級にするなど、倍率が１倍を超えるようにしてほしい。学級数を減らすことに伴い教員数が不足し科目の開設に支障があるのであれば、ＩＣＴを活用し青森高校や弘前高校の授業を配信することで対応してほしい。

○　西北地区において、サテライト教室のようなものを設置し、ＩＣＴを活用しながら、他校の授業を受けることができるような環境を整備することで、地域の高校を閉校することなく、生徒のニーズにも対応できるのではないか。地域によっては、高校がなくなることで地域の活性化にも大きく影響するため、サテライト教室を設置することで、協力してくれる自治体も出てくると思う。また、サテライト教室には、管理能力がある校長経験者を再任用で配置することで、多様な対応が可能になると考える。これから２０年、３０年後のことを考えれば、サテライト教室における遠隔授業等を実施していかないと、地域から人がいなくなってしまうのではないかといった危機感を持っており、そういった新たな制度も含めた仕組みづくりを検討していく必要がある。

○　西北地区の中学生が進路選択をするに当たって、通学環境は非常に重要な要素であり、スクールバスでの送迎や寮の有無が判断基準の一つになることもある。なお、寮がある高校については、通学時間の短縮のためにもなくしてはならない。

３　中南地区部会

（１）学校・学科の充実の方向性に関する意見

○　私立の中高一貫教育校の設置に関わった際、教育効果が高いと感じたため、中南地区にも公立の中高一貫教育校を設置してはどうか。

○　弘前市の高校では入試倍率が特に高く、生徒や保護者の心理的負担が大きいことを踏まえ、全県的な入試倍率の平準化について考慮する必要がある。

○　「青森市・弘前市・八戸市の３市にある多くの普通高校の倍率が１倍を超えている」という意見はあるが、弘前市では普通高校に限らず全ての高校で入試倍率が１倍を超えているなど、青森市、八戸市とも状況が異なる。

（２）学校配置の方向性に関する意見

○　中南地区の基幹産業は農業、工業、観光であり、中南地区の高校は、そのほとんどをカバーしている。

○　入試倍率の平準化のためには、高倍率となっている高校の募集人員を増やすことが考えられるが、他地区からの更なる流入を助長してしまう懸念がある。

○　通学の利便性を理由に二の足を踏む中学生もいるため、通学利便性についても検討が必要。

４　上北地区部会

（１）学校・学科の充実の方向性に関する意見

○　小・中学校では、野辺地町、横浜町、六ヶ所村で様々な連携を進めていることから、各町村の高校同士でも連携は可能である。

○　中学校には不登校傾向の生徒もおり、そういった生徒が高校進学を目指す際に、定時制・通信制課程が大事な役割を果たしている。本校でも、別室登校であった生徒が三沢高校の定時制課程へ進学し、様々な体験をしながら、今は登校できているといった事例が多く見られ、定時制課程の必要性を感じるため、上北地区に定時制高校を残してほしい。

○　軍人の家族は基地内の学校に無料で通うことができるが、そうでなければ基地内の学校に通うのは高額な学費になる。三沢市にアメリカンスクールがあれば、学費が安いため小規模であっても需要があるのではないか。また、全て英語で授業をするような高校が今はないが、そういった経験を与えることで、飛躍的に語学力も伸びると思うので、グローバル関連学科等の設置も含め、検討の余地があると感じる。
○　少子化により、倍率は下がってきているものの、附属中学校は保護者や生徒のニーズは大変高く、継続しての存続をお願いしたい。

（２）学校配置の方向性に関する意見

○　上北地区にある高校はいずれも重要であると思うが、現状からみて、縮小・統合はやむを得ないことから、分校化や夏期・冬期休業を利用した短期集中講座によって共通科目の統合を図ることで、教育機会は維持しつつ、費用は抑えてほしい。
○　上北地区はエリアが広く、通学費等の面で、通学が難しくなってしまうことがあるため、上北地区にある工業、農業、商業高校をなくさないでほしい。
○　バスや鉄道が整備されている地域であれば、場所を問わず通学が可能であると考えるが、公共交通の利便性が高くない地域においては地域校の存在が大きいため、今後も地域校は存続させてほしい。
○　現在、上北地区には通信制課程がないが、現在の設置校のみでも何とかやれており、上北地区への設置は少子化の現状を考えると難しい。
○　十和田市では公共交通機関がバスのみであるため、自宅近辺の高校やバスで通学できる高校が中学生の進路選択肢となっているが、三沢市など鉄道が整備されている地域では上北地区以外の高校も選択肢となっており、公共交通機関の利便性が生徒の進路選択において重要な要素となっている。

５　下北地区部会

（１）学校・学科の充実の方向性に関する意見

○　下北地区において、令和９年４月の高校入学生は約５００人、１０年後の令和１９年には約３００人になる見込みであり、このような状況の中、現在の学科が将来的にベストであるとは限らないことから、学科の組み合わせに関して、もっと柔軟に検討していくことが必要。
○　リモート授業等を活用した上で、なお必要な実習等が地域内で履修できる地域で完結できる教育を目指した学科の在り方についての検討が必要。
○　下北地区では、小・中学校へ高校が訪問しているほか、大学との連携等も進んでおり、全校種を挙げて交流等を行いながら県立高校の魅力づくりに取り組んでいくことが必要。
○　今後、青森県はどの地区もこどもの数が減少していくことから、特色のある学科を設置し、全国から生徒を募集することも考えられるが、下北地区は地震や津波が発生する可能性もあることなどを考慮すると、地域について学び、将来に繋げられる学科があってもよいと考える。
○　下北地区には、現在のところ商業科、水産科、看護科等がないが、このような学科があれば、そこに進学する生徒もいると考える。

○　こどもたちが下北地区の高校にない学科を希望する場合には、下宿等に入り他地区の高校に通学するような状況であるため、現在設置されていない学科の新設は必要であると考える。

○　以前は、勤労学生や学習に苦手意識を持つ生徒が主に定時制課程の高校に入学していたが、現在は、中学校時代に不登校だった生徒が増加している。入学理由としては高校卒業の資格を取りたいというのが多い。普通科や専門学科とは別に、教育の一つの居場所として、下北地区には定時制課程は必要。

○　定時制課程の課題は、編入生が修得単位数や内容によって、通常であれば２年で卒業できるところ３～４年かかってしまうところにあるが、カリキュラム上難しい部分もあるため、下北地区に通信制課程の高校があってもよいと考える。

○　通信制課程について、下北地区から八戸市や青森市に週１回スクーリングのために通学することは生徒にとって大きな負担であるため、下北地区にスクーリングを行う場所を設けることで、教育の機会を確保することができる。

○　フレキシブルスクールのような学校を設置し、教員がどの課程にも対応できるようにすることで、下北地区のこどもに更に行き届いた教育ができる。

○　下北地区は、地域完結性が求められると考えていることから、少ない学級数で様々な科目を学ぶことができ、大学科を超えた学びが可能となる総合選択制を導入してほしい。

○　大畑地区には高校がなく、高校に通学するには３０㎞ほどの距離があるため、こどもたちは、魅力のある学校に通うというよりも、家庭の負担等を考えて、通学費が安価な高校に通う。スクールバスの金額も値上げしてきており、このままでは、青森市や八戸市等の他地域に進学する生徒が増えていく。このような家庭もあるということを認識した上で、魅力ある高校づくりについて考えていくべき。

（２）学校配置の方向性に関する意見

○　下北地区から学校がなくなることは非常に大きなこと。学校がなくなるということは、学校と地域とのコミュニケーションがとれなくなることや地域の人にとっての憩いの場がなくなるということであり、教育だけの話ではなく、経済や文化の衰退等に繋がっていく可能性がある。そう考えると、小規模校を残していくということもこれから考えていく必要がある。

○　こどもが減っている状況であるからといって、学校をなくすのではなく、ＩＣＴの活用や通学支援など様々な部分を組み合わせてアイディアを出す必要がある。下北地区は課題の最先端だと思うので、様々なことを試すには向いている地域であり、チャレンジしていけば新たな形が見えると考える。

○　他者との関わりが苦手な中学生の受入体制について、定時制課程だけでは対応しきれない部分もあるため、あらゆる生徒に勉強する機会を与えるという観点から、下北地区には通信制課程との併置校が必要である。

○　１０年後、２０年後を見据えたときに、生徒数が減少していく中で、新設校を設置しても入学者がいなければもったいない。建設・解体に係る費用があるのであれば、田名部高校に集約すればよいのではないか。そうすれば、路線バス等があるので通学費を抑制できると考える。

○　通学環境への配慮について、下北地区の特に町村部においては、通学に係る財政支援が教育の機会均等の観点からも重要であるため、財政支援については配慮ではなく実施すべき。

６　三八地区部会

（１）学校・学科の充実の方向性に関する意見

○　八戸市では、ＳＴＥＡＭ教育の推進のため、海洋開発研究機構（ＪＡＭＳＴＥＣ）と連携しながら、教材開発に取り組んでいる。八戸市内の小・中学校においても、この教材を活用しながら、海洋教育に取り組んでおり、こうした取組が高校や大学まで途切れることなく繋がっていけばよいと考える。八戸工業大学では、ＳＴＥＡＭ教育を核にした講座を開設しているため、小学校から大学までの接続がスムースになるよう、八戸水産高校に海洋教育や海洋科学といった視点を持った学科があればよい。

○　八戸高校は重点校として、市内の普通科の高校と互いに学び合う取組を行っており、連携に当たっては、県教育委員会が示す方向性の下で、重点校と連携校の双方が共通理解しながら進める必要がある。

（２）学校配置の方向性に関する意見

○　大学へ進学する生徒が増加傾向にある一方で、三八地区では高校卒業者に対する企業のニーズが一定数あり、専門性の習得や資格の取得が可能な職業教育を主とする専門学科は就職に対して強みがあることから、学校配置を検討する際は地区内の学科の割合という観点も大事である。

○　三戸高校などの特に規模が小さい学校への影響を考えると、募集停止等の基準については早い段階で検討し、決定・公表することが望ましい。

○　三八地区の中学生は、高校を選択する際、通学のしやすさを重視している。

青森県立高等学校魅力づくり検討会議における検討結果について
（検討結果報告書）

令和７年２月

青森県立高等学校魅力づくり検討会議

＜問い合わせ先＞
〒０３０－８５４０　青森市長島１－１－１
青森県教育庁高等学校教育改革推進室
電　話　０１７－７３４－９８６６
ＦＡＸ　０１７－７３４－８００３
メール　E-KAIKAKU@pref.aomori.lg.jp

会議資料等についてはこちらを御参照ください。
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-kaikaku/miryokudukurikentoukaigi.html

資料４

青森県立高等学校魅力づくり検討会議 検討結果報告書【概要】（令和７年２月２０日）

第１　魅力ある高等学校づくりに向けた基本的な考え方（P2~4）

1　高等学校教育を取り巻く現状（P2）

- 人口減少やグローバル化の進展等、社会の急激な変化
- 生徒の能力や進路志望等の一層の多様化
- 特別な教育的支援を必要とする生徒や不登校経験を有する生徒、外国につながりのある生徒等、様々な事情を抱えた生徒が在籍
- 地理的状況や学校・課程・学科にかかわらず、生徒の多様な教育的ニーズに対応した柔軟で質の高い学びを実現し、全ての生徒の可能性を最大限に引き出す「多様性への対応」を図りつつ、全ての生徒が社会で生きていくために必要となる力を身に付けられるよう「共通性の確保」を併せて進め、「生徒を主語にした」高等学校教育を実現

2 「魅力ある高等学校づくり」の視点（P3）

- これまでの高校教育改革の成果や課題のほか、本県の実情等を踏まえつつ、新たな視点を取り入れながら将来の高校の在り方を見据えた「青森県ならではの高校教育改革」を推進
- 生徒の夢や志の実現を県全体が一体となってきめ細かに支援できる環境づくり
- 環境づくりに当たっては、教員がゆとりを持ち、生き生きと日々の教育活動に取り組むことができるよう教員の負担軽減を図るなど、一層の配慮が必要

3　高等学校教育の方向性（P3~４）

（１）これからの時代に求められる力の育成

- 生きる力や主体性、多様性を尊重する心、郷土を愛する心　等
- 夢や志に応じた力
- 柔軟性や創造性等、急激に変化する社会において求められる力

（２）これからの時代に求められる人財の育成

- 青森県や地域の発展に貢献できる人財
- 社会を牽引できる人財
- 職業の多様化に対応できる人財　等

（３）高等学校に求められること

- 全ての生徒が安心して学べる環境づくり
- 一定の水準を満たした教育や誰一人取り残さないきめ細かな教育の提供による生徒のウェルビーイングの向上
- 多様な主体との連携・協働による教育活動全体の更なる魅力化
- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けた授業改善等のカリキュラム・マネジメントの適切な実施
- 探究的な学びや学科横断的な学び、ＳＴＥＡＭ教育等の充実
- 各校の特色や役割に応じた教育制度の効果的な活用

第２　学校･学科の充実の方向性（P5~15）

1　これからの時代に求められる高等学校の魅力づくり（P5~8）

（１）教育活動の更なる充実

①　各校の特色を生かした取組の推進

- カリキュラム・マネジメントを通した教育活動の更なる充実、魅力の情報発信
- 「青森県ならではの取組」の推進
- 全国からの生徒募集の新たな導入については、中学生の入試環境への影響等を踏まえ検討

②　ＩＣＴの活用による教育活動の充実

- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けた対面指導と遠隔・オンライン教育の最適な組合せ
- 教員の資質向上や専門スタッフの配置の充実
- 遠隔授業を実施する場合は、教科・科目の特性を考慮し、多様な教科・科目を開設できる体制を整備

③　特別な教育的支援を必要とする生徒への教育の充実

- 教員の資質向上や専門スタッフの配置の充実
- 教育支援センター等の関係機関との連携、特別支援学校の分教室の設置、通級による指導の充実
- ＩＣＴの活用等による個に応じた指導の充実

（２）多様な主体との連携･協働

①　高等学校間･学科間の連携

- 各校や各学科の実情に応じた効果的な方法での連携の推進
- これまでの枠組みにとらわれない連携の推進

②　異なる校種間の連携

- 小・中学校との連携：キャリア教育の推進等
- 大学等との連携：遠隔・オンライン教育の実施等

③　地域や関係機関等との連携

- 連携・協働体制の構築・強化、地域について理解を深める学習等の実施
- 連携を担うコーディネーターの配置と研修等を通じたコーディネート機能の充実

2　これからの時代に求められる力を育む学科等の魅力づくり（P9~13）

（１）全日制課程

①　普通科等（普通科、理数科、グローバル探究科、スポーツ科学科、表現科）

- 教育資源や強みを生かした更なる特色化・魅力化
- 地域や関係機関等との連携による教育活動の充実

②　職業教育を主とする専門学科（農業科、工業科、商業科、水産科、家庭科、看護科）

- 基礎的・基本的な学びを土台としつつ、各産業を取り巻く環境の変化に対応した学びの推進
- 地域や関係機関等との連携による教育活動の充実

③　総合学科

- 外部人材や関係機関等の地域の教育資源の積極的な活用による多様な分野の学びの提供
- 社会の変化や生徒のニーズに対応した教育課程の編成

（２）定時制課程･通信制課程

- 多様な学びの提供、生徒一人一人へのきめ細かな指導の充実
- 定時制課程：募集人員を含めた午前部、午後部、夜間部それぞれの在り方を検討
- 通信制課程：スクーリングを受けやすい環境の整備、後期入学や転入学・編入学に対応した体制の整備
- 従来の全日制・定時制・通信制課程の枠組みにとらわれず、学習時間帯や教科･科目を柔軟に選択できる体制を検討

3　学校･学科の魅力づくりに向けた教育制度（P14~15）

（１）中高一貫教育

- 既導入校については、特色の明確化や小学校等との連携による教育活動の充実
- 新たな設置等については、周辺の市町村立中学校への影響等を総合的に勘案して判断

（２）全日制普通科単位制

- 既導入校については、主体的に科目選択ができるメリットを生かした指導・支援による教育活動の充実
- 新たな導入については、各校・各学科の役割や特長に応じて普通科以外も含めて検討

（３）総合選択制

- 既導入校については、生徒の進路志望等に応じた多様な選択科目の設定等による教育活動の充実
- 新たな導入については、これまでの効果や課題等を踏まえ検討

（４）コミュニティ･スクール

- 新たな導入については、既導入校における取組状況等を踏まえ検討

（５）入学者選抜制度

- 選抜方法や実施時期、募集方法等、制度の在り方を検討

第３　学校配置の方向性（P16~20）

1　魅力ある高等学校づくりに向けた学校配置の観点（P16）

（１）高等学校教育を受ける機会の確保

- 全ての生徒が夢や志の実現に向けて高校を選択できる環境づくり
- 地域と一体となった人財育成が進められてきたことを踏まえた学校配置
- 地理的な要因等により高校への進学に支障が生じないような通学環境への配慮

（２）充実した教育環境の整備

- これからの時代に求められる人財育成に向けて、高校に求められる教育を提供できる教育環境の整備
- 様々な事情を抱えた生徒の多様な教育的ニーズへの対応
- 高校間・学科間の連携や地域等との連携の更なる推進による高校教育の質の確保・向上

2　魅力ある高等学校づくりに向けた学校配置（P17~19）

（１）全日制課程

①　学校配置の考え方

- ６地区ごとに、中学校卒業予定者数の推移や産業動向、中学生のニーズ、地域の実情等を考慮し、生徒の進路志望等に応じた様々な役割を担う高校を配置
- 各校が担うそれぞれの役割に応じてより特色ある教育活動を実践できる教育環境を提供

②　学校規模

- 各地区に一定規模の高校を配置しながら、きめ細かな指導や生徒の通学環境に配慮して小規模校も配置
- 学校規模も特色の一つと捉え、多様な高校を配置

③　小規模校の配置

- 「高等学校教育を受ける機会の確保」と「充実した教育環境の整備」の観点を考慮し、小規模校を配置
- 特長を生かした取組の推進、配信センターからの遠隔授業の実施、地域等との連携等による教育活動の充実
- 配置基準や募集停止等の基準を含め、地域校制度の在り方を検討

（２）定時制課程･通信制課程

- 多様な学び方のニーズ等に対応するため、現状の配置を基本としつつ、全日制課程と合わせた学校配置を含め、拡充も検討

3　学校配置と合わせて検討すべき事項（P19~20）

（１）再編の方法等

- 新たな学びの創出や基幹産業に関する学科の学びの維持のための学校・学科の統合を検討
- 社会の変化を見据えた学びを提供できるような学科の設置、キャンパス制の導入、中学校等との併設等も検討

（２）学級編制

- 各校・各学科の特長に応じて、少人数学級編制の実施や単位制の導入を検討

（３）通学手段の確保･通学支援

- 県と市町村や交通事業者等とが連携し、公共交通機関の増便やダイヤの改正、スクールバスの運行、寮の整備、通学費や下宿代の補助等の対応を検討

第４　地域等の理解と協力の下での魅力ある高等学校づくり（P21）

- 地区の具体的な学校配置等について、市町村やＰＴＡ等とあらかじめ意見交換する場の設定
- 実施計画等について広く県民へ説明し意見を伺う場の設定やパブリック・コメントの実施
- 統合を行う場合には、統合校の教育活動の充実に向けて、統合対象校の関係者等による検討を実施